

第4章 地震災害応急対策計画

地震災害の発生に伴う災害応急対応を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

特に発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、災害対応に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 組織

地震の発生に際して、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第 23 条及び野々市市災害対策本部条例に基づき、「野々市市災害対策本部」を設置する。

災害対策本部は、災害の規模及び程度によって設置し、本部を設置するに至らない程度の災害については、平常時の市の組織をもって対処する。

1 組織

災害対策本部の組織は、市長を本部長とし、副本部長（副市長、教育長）、本部員（部長、野々市消防署長、消防団長）、班長及び班員を置く。

災害対策本部会議は、本部員、班長その他必要な班員の出席で開催する。

災害対策本部の運用については、別に定める「野々市市災害対策本部運営要綱」により実施する。

（1）災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、概ね次に掲げる項目に該当するときに設置する。

ア 相当規模の災害の発生が予測され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

イ 本市において震度 5 弱以上の大規模な地震又はこれに準ずる地震を観測し、発表したとき。

（2）災害対策本部の設置の判断

災害対策連絡会議を開催し、災害情報を収集分析し、市長が災害対策本部設置の決定を行う。

市長が不在の場合及び連絡がとれない場合の意思決定者の順位は下記のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、活動を開始する。

副市長 → 教育長 → 総務部長 → 建設部長

（3）現地災害対策本部

市長は、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部等設置の報告又は表示

災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに表示を行い、県（危機対策課）に通知するとともに、防災関係機関及び市民等に周知する。

なお、廃止した場合も遅滞なく通知し、市民等に周知する。

3 災害対策本部の組織

	部名	部長職	班名	班長
本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 副本部長 (教育長)	総務対策部	総務部長	総務班	総務課長
			財政物資班	企画財政課長 会計課長
			調査班	税務課長
			人事受援班	秘書課長 議会事務局長 監査委員事務局長
		消防署長 消防団長	消防班	消防署副署長 消防団副団長
	生活対策部	地域政策部長	相談班	市民生活課長
			衛生班	市民生活課長
			情報班	市民協働課長
			商工班	地域振興課長
	福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	福祉総務課長 介護長寿課長
			支援班	保険年金課長
			児童福祉班	子育て支援課長
			保健救護班	健康推進課長
	被害対策部	建設部長	復旧班	土木課長 都市整備課長
			建設班	建築住宅課長
			給水班	上下水道課長
			下水道班	上下水道課長
	避難対策部	教育部長	避難所班	教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長

4 災害応急対策の総合調整

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、野々市市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

また、市防災会議は、必要に応じ連絡員室を設置し、相互の連絡調整を円滑に行う。

この場合、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

第2節 災害対策本部の設置場所及び本部施設等の機能確保

地震災害への速やかな応急復旧対応を実施するための拠点となる災害対策本部（以下「本部」という。）施設の機能確保を図る。

1 本部の設置場所

本部については、被害状況に応じて次のとおりの順位で設置する。

第1順位 野々市市役所 ホール椿

第2順位 野々市市富奥防災コミュニティセンター 集会室

2 設置場所の決定

総務部長は、本部を設置することとなる施設の被害状況を調査し、その結果（使用可能・不可能・一部使用可能）について市長に報告する。

施設管理者は、教育部長から受けた被害状況の調査結果について報告する。

市長は、被害状況の調査結果に基づいて本部を設置する。

なお、ホール椿又は富奥防災コミュニティセンターのいずれも使用不可能な場合は、公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査のうえ、速やかに施設所有者又は管理者と協議を行い、本部を設置する。

3 総務部長は、本部等の機能確保のため、次の措置を講ずる。

（1）機械及び施設等の点検措置

ア 非常用発電装置を確認し、障害がある場合は、必要な措置を講ずる。

イ 機械設備及び電気設備の点検を実施し、機械設備が稼動可能であっても冷暖房その他必要以外の電気及び機械の運転を当面停止する。

ウ 通信設備等の作動状況を確認し、障害がある場合は速やかに復旧措置を講ずる。

エ 消防用備品の点検をする。

オ 電気及び水道の供給状況を確認する。

（2）施設等の確保の措置

ア 本部の設置場所を確保する。

イ 新聞記者等の待機場所、記者発表場所、関係機関の待機場所、職員の宿泊場所、臨時災害相談所の場所、応援団体及びボランティア等の対応の場所等を確保する。

（3）危険防止措置

ア 危険箇所に立ち入り禁止措置を講ずる。

イ 窓ガラス、外壁等の飛散及び落下の防止措置をとり、ロッカー書庫等の転倒防止、物品等の落下防止又は除去等の措置をとる。

（4）その他の措置

ア 避難してきた市民等に対する避難所への誘導等

避難所以外の施設は、本部が指定しない限り避難所として扱わない（食料、飲料水など救援物資配布場所とはならない。）ため、拠点避難所への避難を促す。

イ 本部の被害状況を調査し、被害箇所の代替等応急復旧計画（仮設の施設等を含む。）を検討する。

第3節 職員動員及び体制

職員は、常に地震情報に注意するとともに、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、直ちに対処できるよう所要の準備を整えておくものとし、各部課（局）長は、緊急連絡網を整備するとともに、初動体制等について所属職員に周知徹底しておく。

なお、職員の動員体制については、次のとおりとする。

1 勤務時間内における職員動員

配備体制	動員基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	本市において震度3の地震が発生したとき。	防災担当職員	情報連絡活動が円滑に行える体制 ・被害情報の収集 ・警察、消防及び病院との連絡 ・県との連絡
警戒配備体制	本市において震度4の地震が発生したとき。	部課（局）長 防災担当職員 広報担当職員 施設所管課職員	情報連絡活動が円滑に行える体制かつ 災害対策本部の設置に備える体制 ・被害情報の収集 ・市有施設の被害状況の把握 ・必要に応じて、災害対策連絡会議の開催 ・警察、消防等との連絡 ・県との連絡
災害対策本部体制	本市において震度5弱以上の地震が発生したとき。	全職員 各部長が責任者となる初動班を編成し、迅速な初動体制を確立する。	市の全機構をあげて災害対策に総力を集中する体制 ・災害対策本部の設置（災害対策本部会議開催） ・避難所の開設

2 休日又は退庁後等勤務時間外における職員動員

配備体制	動員基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	本市において震度3の地震が発生したとき。	防災担当職員	情報連絡活動が円滑に行える体制 ・被害情報の収集 ・警察、消防及び病院との連絡 ・県との連絡
警戒配備体制	本市において震度4の地震が発生したとき。	部課（局）長 防災担当職員 広報担当職員 施設所管課職員	情報連絡活動が円滑に行える体制かつ 災害対策本部の設置に備える体制 ・被害情報の収集 ・市有施設の被害状況の把握 ・必要に応じて、災害対策連絡会議の開催 ・警察、消防等との連絡 ・県との連絡
災害対策本部体制	本市において震度5弱以上の地震が発生したとき。	全職員 各部長が責任者となる初動班を編成し、迅速な初動体制を確立する。	市の全機構をあげて災害対策に総力を集中する体制 ・災害対策本部の設置 （災害対策本部会議開催） ・避難所の開設

（1）職員の出動義務

職員は、常に災害情報等に留意し、前記の動員体制に基づき、直ちに自主登庁する。

（2）震度4以上の地震が発生した場合の参集方法

ラジオ、テレビ等の情報を確認し、速やかに自主登庁する。

ア 原則として徒歩、自転車、オートバイ又は車なら軽トラックで登庁する。

イ 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで報告する。

ウ 服装については、作業のできる服装、帽子、手袋及び長靴又は運動靴

（3）参集場所

ア 震度4の地震が発生した場合 201会議室

イ 震度5弱以上の地震が発生した場合 ホール椿

(4) 震度4の地震が発生した場合の職員区分別の事務分掌

区分	内容
市長・副市長・教育長	災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。
部長	災害対策連絡会議の開催を検討する。 災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。
課（局）長	施設所管課においては、所管施設の利用者及び被害状況を部長に報告する。 その他の課においては、必要に応じて、所属職員の参集を指示する。
その他の職員	所属長の指示に従い、指示された業務につく。

※職員及びその家族、財産等が被災した場合は、必要な処置を施した後、所属長等に連絡のうえ、速やかに自主登庁する。

※災害時には、職員参集が円滑に行われないことが予想されるため、活動責任者不在の場合（部長、課長がいない場合）は、直近下位者が責任をもって災害応急活動を命令する。活動責任者は、参集したものから順番に業務分担を割り当てるなど適切に対応する。

(5) 震度5弱以上の地震が発生した場合の事務分掌

区分	内容
市長・副市長・教育長	災害対策本部が設置された場合は、本部長・副本部長となる。
部長	初動体制にあつては、初動班の班長となる。 災害対策本部員となる。
課（局）長	原則として各対策班の班長となる。
その他の職員	初動体制にあつては、所属課に関係なく、初動班長の指示に従い、指示された業務につく。

※職員及びその家族、財産等が被災した場合は、必要な処置を施した後、所属長等に連絡のうえ、速やかに自主登庁する。

※災害時には、職員参集が円滑に行われないことが予想されるため、活動責任者不在の場合（部長、課長がいない場合）は、直近下位者が責任をもって災害応急活動を命令する。活動責任者は、参集したものから順番に業務分担を割り当てるなど適切に対応する。

3 時系列活動区分

配備体制	期間	職員の配置	活動内容
初動体制	発災～数日間程度	職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。	市民の生命、身体及び財産を保護し、消火、救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制
応急体制	数日後～1週間程度	職員の所属部を基本として、課の所属を越えて、業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。	市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧及び食料等生活物資の確保及び供給を図り、人心の安定を図る活動を実施する体制
復旧体制	1週間以降	一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。	市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

4 初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、業務に従事する人数を調整できる柔軟な体制とする。

初動班	班長	業務
総務対策部 情報救助班	総務部長	災害対策本部の設営 配置職員の把握 被害情報収集及び調査 救出救助活動 物資の調達 物資の配布 救援の受入れ
生活対策部 市民対応班	地域政策部長	広報活動 市民対応 被災者相談
福祉対策部 安否確認班	健康福祉部長	避難行動要支援者の安否確認 救護活動
被害対策部 応急復旧班	建設部長	道路の応急復旧 緊急輸送路等の確保 上下水道の応急復旧 応急給水の実施
避難対策部 避難所班	教育部長	避難所の開設 避難所の運営 避難者の把握

第4節 地震情報等の伝達

地震に関する情報入手及び伝達については、関係機関と協力関係を構築し、迅速かつ正確に実施するよう努める。

1 情報の入手及び伝達等

(1) 地震・津波情報の入手

- ア 石川県総合防災システム
- イ 全国瞬時警報システム（Jアラート）
- ウ 報道機関
- エ 防災科学研究所 J-RiSQ 地震速報

(2) 情報の種類

- ア 緊急地震速報（予報）
- イ 緊急地震速報（警報）
- ウ 震度情報
- エ 大津波警報
- オ 避難に関する情報

なお、震度6弱以上の揺れを予測した緊急地震速報（警報）及び大津波警報は、特別警報に位置づけられる。

(3) 市民等への情報伝達方法

情報の種類に応じて以下のうちから可能な手段を用いる。

- ア 一般加入電話による方法
- イ 防災行政無線による方法
- ウ コミュニティFM放送局「えふえむ・エヌ・ワン」の緊急放送による方法
- エ 広報車等を利用する方法
- オ 町内会等を通じて周知する方法（回覧板アプリ（結ネット））
- カ メール配信（ほっとHOTメールののいち、緊急速報メール）、LINEによる方法
- キ 携帯端末用防災アプリ（Yahoo!防災速報）
- ク インターネットを利用する方法
- ケ バイク、自転車、徒歩等による方法
- コ 災害情報共有システム（Lアラート）を活用するなど報道機関に要請する方法

(4) 県、市及び報道機関の協力体制

市長が発する災害に対処するための通知、要請又は警告についての報道機関に対する広報伝達の要請は、県を通じて行う。

2 庁内連絡

(1) 地震情報等の伝達

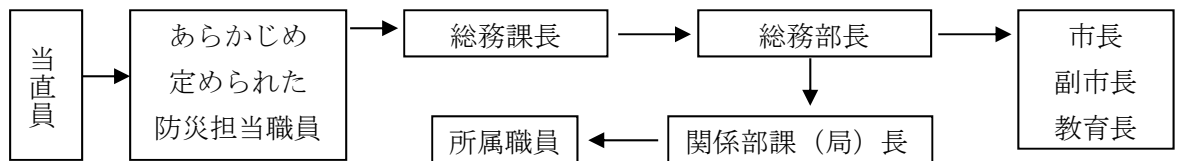
石川県震度情報ネットワークシステム等による地震等災害に関する情報等は、総務課長が受領する。

(2) 庁内における伝達

ア 総務課長は、地震情報等の伝達を受けたときは、必要に応じ速やかに市長、副市長、教育長及び総務部長に報告するとともに、関係部課（局）長へ伝達する。

イ 伝達を受けた部課（局）長は、その内容をあらかじめ各課等で定める緊急連絡網及び職員参集メールにより職員に周知させ、速やかに適切な措置を講じて関係機関へ伝達する。

ウ 土曜日、日曜日、祝日、勤務時間外に地震に関する情報等があったときは、当直員が受領し、その内容を速やかに総務課長に伝達する。



3 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 （注）	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

（注）気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

第5節 地震情報の収集

1 情報の収集

市は、県、気象台、近隣市町、消防本部、地域の住民等からの地震に関する情報の収集に努める。

また、地震による災害事態についての認識を関係機関等と一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとり、連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、情報共有を図るよう努める。

2 安否情報の収集

ア 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 市は、安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

3 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、警察署又は消防署のうち、最も近い機関（火災にあつては消防署）に通報する。

この場合において、警察署又は消防署が通報を受けたときは、速やかに市役所へ通報し、市役所が通報を受けたときは、速やかに県に通報する。

- （１）強い地震（震度４程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震
又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）
- （２）大量の流出油
- （３）火災
- （４）大規模な事故
- （５）その他異常と思われる現象

第6節 通信手段の確保

地震発生時における通信は、概ね次のうち実情に即した方法により確保する。

なお、通信設備の優先利用又は使用について、法令の定めにより手続きが必要な場合は、あらかじめ協議しておく。

1 電話によるもの

(1) 普通電話（災害時優先電話）による通信

電話番号	用途	設置場所
076-227-6290	災害対策本部専用	ホール椿
076-227-6297		
076-227-6298		
076-248-0558	消防団用	第1分団
076-246-1422		第2分団
076-248-1553		第3分団
076-246-1423		第4分団

(2) 携帯電話（災害時優先携帯電話）による通信

電話番号	用途	配備先
080-1950-7175	災害対策本部用	総務課
090-8968-6753	消防防災用	総務課
090-8968-6755	応急復旧用	土木課
090-8968-9559	応急給水用	上下水道課
090-5689-1038	災害廃棄物用	市民生活課

(3) 衛星携帯電話による通信

電話番号	用途	配備先
090-5688-3038	災害対策本部用	総務課

2 無線通信によるもの

- (1) 市防災行政無線（同報系）による通信
- (2) 県防災行政無線（衛星系）による通信
- (3) 白山野々市広域事務組合消防無線による通信
- (4) 警察無線による通信
- (5) 非常通信協議会の協力による通信

3 その他の方法によるもの

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社及び鉄道事業者の協力を得て行うもの。
- (2) バイク、自転車又は徒歩により行うもの。
- (3) インターネット通信により行うもの。

第7節 災害状況の調査及び報告

1 被害状況の調査

(1) 調査区域

調査区域は市内全域とする。

(2) 調査内容

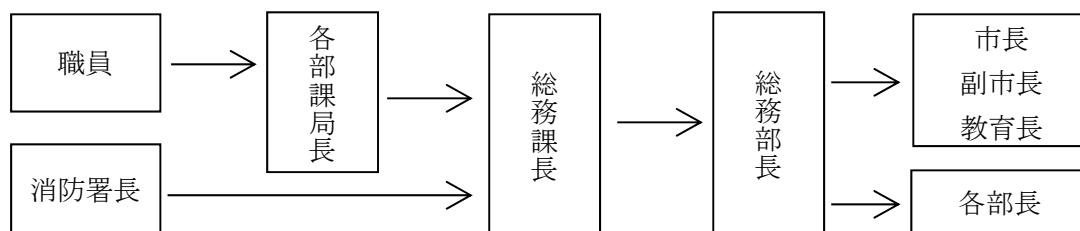
地震発生直後の初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が被害状況を収集し、応急対策期以降における被害状況及び応急対策の実施状況は、別に定める業務分掌により収集する。

(3) 地震被害の調査方法

被害調査は原則として市職員で実施するが、必要とする場合は、各町内会、自主防災組織、関係団体等へ協力を求める。

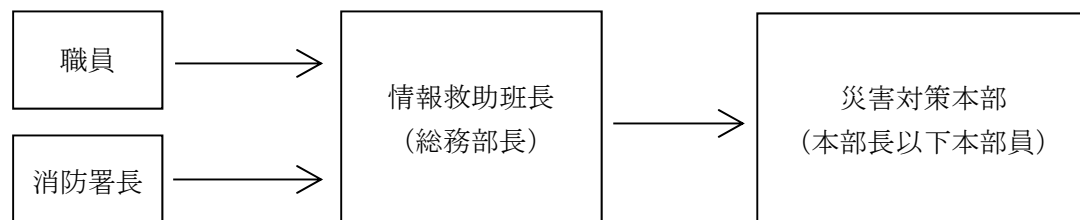
2 被害調査の集計体系

(1) 本市において震度4以下の地震が発生した場合

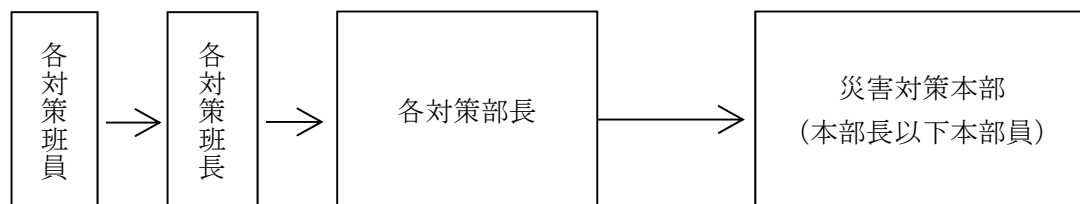


(2) 本市において震度5弱以上の地震が発生した場合

ア 初動体制期



イ 応急体制期以降



3 被害規模等の速報及び報告

大規模な地震が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報のほか次の基準等により、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）に報告する。

なお、県への報告が困難になった状況の場合は、直ちに消防庁に報告するものとし、連絡が取れ次第、県に報告する。

(1) 被害報告等の基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 災害対策本部を設置したもの。
- ウ 地震災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じたもの。
- エ 地震による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- オ 地震による被害が当初軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する被害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、本市の区域内で強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）があったもの。
- キ 人的被害又は住家被害のあったもの。
- ク その他被害の状況、社会的影響等から報告する必要があると認められるもの又は県より報告の要請があったもの。

(2) 報告要領

- ア 災害が発生した場合、直ちに被害規模に関する概括的情報を報告するとともに、災害対策本部の設置、避難所の開設などの災害対応状況等を順次報告する。
 - (ア) 被害発生報告
被害が発生した場合は、速やかにその内容について報告する。
 - (イ) 被害中間報告
被害状況が判明したときは、報告する。
 - (ウ) 確定報告
被害の程度が最終的に判明したときは、報告する。
 - (エ) 避難状況報告
避難状況又は救護所を開設したときは、報告する。
 - (オ) その他の報告
その他法令に災害報告の定めがある場合は、それぞれ担当部が所要の報告を行う。
- イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として石川県総合防災情報システム、電話及びファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者及び住宅被害を優先させる。

(3) 報告様式等

- 速報、被害状況等の報告様式又は被害状況の判定基準は、県の定めによる。

4 119番通報に係る状況報告

大規模な災害や社会的影響が大きい災害等が発生した場合は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに県報告する。

なお、第一報や特に重要な情報については、速やかに報告することから、話中等により連絡が取れない場合には、直接消防庁に報告するとともに、連絡が取れ次第、県に報告する。

5 罹災証明の発行

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によって生じた災害の証明等については、「野々市市災害等に係る罹災証明事務処理要綱（平成9年）」に基づき発行する。

6 災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにもきわめて重要である。

写真により記録保存を必要とする各班の班長は、あらかじめ定める記録写真員により、また、災害全般にわたっては、調査班において記録写真を撮影するものとし、災害記録写真の収集確保に万全を期する。

また、調査班は必要に応じて報道機関、一般市民等より提供を受けるなど、広く写真の収集に努める。

第8節 地震情報等の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本章第4節「地震情報等の伝達」により災害情報の伝達を行うが、これと並行して広報媒体を十分に活用し、市民に対し防災に関する諸対策及び災害情報を周知徹底させ、人心の安定を図るとともに、速やかな応急作業の推進に資するため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

1 広報の内容

広報事項の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害情報、被害状況及び避難誘導の状況
- (2) 市民に対する各種の注意事項
- (3) 災害救助法の適用その他援護活動
- (4) 交通規制状況及び交通機関運行状況
- (5) 応急復旧対策の進捗状況
- (6) 市役所等公共機関における業務の状況
- (7) 被災者の安否情報
- (8) 市民生活に関する情報
- (9) 避難所の開設情報
- (10) 住宅に関する各種調査等の情報提供
- (11) その他必要な事項

2 広報活動の方法

(1) 報道機関への発表

防災活動に関する重要な事項及び収集した情報は、可能な限り情報班長が報道機関に発表するように努める。

(2) 市民への広報

災害に関する事項は適宜、適切な広報周知を図る。

ア 防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

ウ コミュニティFM放送局「えふえむ・エヌ・ワン」による広報

エ メール配信及びインターネットによる広報

オ 携帯端末用アプリ（Yahoo!防災速報、回覧板アプリ（結ネット）、LINE）

カ 広報等刊行物の発行及びチラシ等の作成並びに配布

キ 災害情報共有システム（Lアラート）を活用するなど報道機関に要請して行う広報

(3) 現場広報

市民に対する被害状況及び応急対策に関する現場広報は、次の基準によりあらゆる情報伝達手段を用いて行うものとする。

ア 被害状況広報

地震による被害及び複合災害（津波災害、原子力災害等）の発生状況を周知するとともに、避難所の開設、給水拠点の設置など生活関連情報を広報する。

イ 危険喚起広報

地震により損傷し、余震等により倒壊する危険がある住家等への立ち入り制限及び複合災害への注意喚起を行う。

(4) 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第9節 事前措置、応急措置及び受援体制

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合の事前措置及び応急措置について定めるとともに、地震による被害が大規模で市だけでは災害応急対策及び応急復旧対策の実施が困難な場合の応援要請について定める。

1 事前措置

市長は、地震が発生するおそれがある場合、緊急地震速報（警報）を広く市民に伝達するよう努めるとともに、対処方法について周知する。

また、本震後の余震が発生するおそれがある場合、被害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

また、市長は、警察官にこの指示をすることを要求することができる。

2 出動命令等

市長は、地震により被害が発生するおそれがあるときは、消防署及び消防団に出動の準備又は出動を命じる。

なお、警察官の出動を求める場合は、白山警察署長を通じて警察本部長に対して行う。

3 応急措置

市長は、地震による災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、法令の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、次に掲げる応急措置を速やかに実施する。

（1）警戒区域等の設定

（2）工作物等の使用、収用等及びこれにより通常生ずる損失を補償する。

（3）工作物の除去、保管等

（4）市長が応急措置の業務に従事させたものが、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合が共同処理する。）

4 受援体制

市は、地震災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

（1）県及び他市町への応援要請又は指定地方行政機関への職員派遣要請

ア 各対策部長は、災害応急措置の実施に際し、県及び他市町、関係機関等の応援又は派遣要請が必要と判断したときは、遅滞なく総務対策部長に連絡しなければならない。

イ 総務対策部長は、前項の連絡を受けたときは直ちに市長に報告する。

ウ 市長は、応援又は派遣の要請を決定したときは、法令又は相互応援協定等に基づき、あらかじめ次の事項を明確にしたうえで文書により県及び他市町等に要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

ただし、緊急を要する場合には、とりあえず、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援を要請する理由
- (ウ) 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他必要な事項

エ 災害時相互応援協定締結市町

- (ア) 石川県内市災害時相互応援協定（平成 24 年 1 月 25 日締結）

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市

- (イ) その他市町との災害時相互応援協定

白山市（石川県内市協定と重複）及び川北町（平成 26 年 7 月 1 日締結）

愛知県東浦町（平成 26 年 7 月 1 日締結）

京都府城陽市（平成 28 年 10 月 26 日締結）

※相互応援協定については、野々市町として、白山市及び川北町と平成 17 年 10 月 1 日に締結、また、愛知県東浦町については、平成 21 年 11 月 10 日に締結したものを、市制施行に伴い上記の期日において再締結した。

(2) 自衛隊派遣の要請

地震災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策及び復旧対策を実施するため急を要し、かつ市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、市長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

ア 要請基準

自衛隊の災害派遣要請に当たっては、人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合に行うものとし、概ね次の基準による。

- (ア) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (イ) 車両、航空機など状況に適した手段による被害状況が必要なとき。
- (ウ) 避難者の誘導、輸送など避難のため援助が必要なとき。
- (エ) 主要道路、堤防又は護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (オ) 応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、給食、給水、通信支援等の応援を必要とするとき。

イ 災害派遣要請

市長は、次の事項を明確にした文書により知事（危機対策課）あてに要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

なお、市長の不在時に要請を行う意思決定者は本章第 1 節「組織」の「災害対策本部の設置の判断」による。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 実施中の応急措置の概要

- (オ) 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- (カ) 部隊等が派遣された場合の連絡責任者等
- (キ) その他参考となるべき事項

ウ 知事に対して災害派遣の要請ができない場合

市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請ができない場合は、災害状況を速やか防衛大臣に報告するとともに、陸上自衛隊については第14普通科連隊長、航空自衛隊については第6航空団司令、海上自衛隊については舞鶴地方総監に派遣要請し、連絡が取れ次第、速やかに知事にその旨を報告する。

(3) 受援体制の確立

市は、派遣職員等の受け入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、必要な措置を講ずる。

(4) 災害救助法適用の要請

市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準（本市において住家滅失戸数 80 世帯以上の場合等）に達し、又は達する見込みである場合で、直ちに災害救助法による救助を必要とするものと判断したときは、知事に対してその状況を報告し、災害救助法の適用を要請する。

なお、市は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ県と必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、県が事務委任制度を円滑に活用できるよう、役割分担を明確化するなど、調整を行う。

第10節 避難誘導

地震により、被害が発生するおそれがある危険な地域に居住する者及び滞在する者の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難措置を講ずる。

1 避難指示の実施

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要と認めるときは居住者、滞在者に対して避難のための立ち退きを指示し、又は屋内安全確保を指示する。

この場合において、必要と認めるときは、立ち退き先を指示することができる。

なお、災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合は、知事が市長に代わって実施する。

ア 避難指示の内容

避難指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

(ア) 避難指示の理由

(イ) 避難対象地域

(ウ) 避難先

(エ) 避難経路

(オ) 携帯品、服装など避難行動における注意事項

- ① 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、救急用薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品（現金、通帳、印鑑等）等を携行すること。

なお、携行する物品等は、あらかじめ非常用の標示をした袋（ビニール袋、風呂敷等）に整理しておくこと。

- ② 服装はできるだけ動きやすい軽装を心がけ、素足を避け、必ず帽子等を着用し、状況により、雨具、防寒衣等を携行すること。

- ③ ブロック塀や自動販売機など倒れやすい物や用水、マンホールなど危険箇所を避けて避難すること。

(カ) 電気ブレーカーの遮断など出火を防止するために必要な措置を行うこと。

(キ) その他必要な事項

イ 市民等への周知

本章第4節「地震情報等の伝達」に準じ、あらゆる情報伝達手段を用いて、市民が迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、発災時や災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて拠点避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等を発令した場合の避難行動としては、拠点避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、拠点避難所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、自らの命を守るため最善の行動をとる「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

- (2) 避難のための立ち退きを指示したときは、直ちに避難指示の理由、地域名、世帯数、人員、避難先等を県（危機対策課）へ報告する。

- (3) 避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに県へ報告する。

2 避難区分及び基準

(1) 事前避難

地震により、ダム、河川等の堤防が決壊し、被害が発生するおそれがある場合、あらかじめ居住者及び滞在者に避難準備をさせ、迅速に安全な場所へ避難させる。

(2) 緊急避難

事前避難の暇がなく、火災、洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。

(3) 拠点避難所への避難

一時的避難場所等から必要に応じて緊急避難者又は救出者を拠点避難所等に避難させる。

3 警戒区域の設定

市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命、財産及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合は、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

4 警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示等と同様に市民へ周知するとともに、関係機関への連絡を行う。

また、市長は、警察官等の協力を得て、住民の退去確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のための警戒措置を実施する。

5 避難方法

避難者の誘導は、町内会、自主防災組織等が市職員、消防団員、警察官等と協力して行い、避難の際には町内会単位等の集団避難を心掛け、避難経路の安全及び道路の状況等を確認するとともに、要配慮者に十分配慮するものとし、これに地域住民も積極的に協力する。

災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。その際、ペット動物はケージの中に入れ、ペットフード等動物の飼養に必要な物を持ち出し避難する。

避難者が自力で避難できない場合又は避難途中で危険がある場合は、必要に応じ車両、舟艇等を利用して行う。

また、社会福祉施設等の管理者、教育委員会及び学校長は、要配慮者及び児童生徒の地震時の安全確保を図るため、あらかじめ避難誘導計画を策定しておくとともに、保護者等との連絡方法等についても定めておく。

6 避難所の開設、運営及び報告

(1) 避難所は、災害の規模又は状況により開設するものとするが、職員は避難所の被害状況を把握し、災害対策本部に報告し、指示に従う。

また、二次被害の発生のおそれのある危険箇所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

(2) 避難所を開設した場合、職員は常に災害対策本部との連絡を密にし、学校等施設管理者と

連携して管理及び運営の補助に当たる。

- (3) 避難所の運営は、町内会など従来からの地域コミュニティを重視した避難者自身の自主運営とする。
- (4) 避難所には、職員を配置し、地元や外部から被災地入りしている非営利団体（NPO）、非政府組織（NGO）等のボランティア団体、避難所運営に専門性を有したNPO・ボランティア等の避難生活支援に関する知見やノウハウを有する外部支援者や、地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう努める。
- (5) 避難所の運営に当たっては、避難者のニーズに対応するため、相談窓口を設置し、避難者の精神的負担を和らげるよう配慮するとともに、多様な視点を反映させ、要配慮者や女性に配慮するよう努める。また、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努める。
- (6) 避難者に対して、災害の状況、安否情報、ライフライン、道路など公共施設等の復旧状況及び被災者の生活支援に関する情報など避難者等に役立つ正確な情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、要配慮者、車中避難者を含む避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- (7) 避難所における感染症予防、生活不活発発病の発症予防など必要な対策を講じるとともに、環境変化等から生じる避難者の精神的不安を軽減させるためのこころのケア対策を関係機関と協力して実施するなど、避難者の健康管理に努める。

また、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

なお、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

- (8) 避難所において、各種感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務対策部、福祉対策部及び避難対策部が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (9) 避難所を開設した場合、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努め、避難所開設の日時、場所、施設名、理由、受入状況、受入人員（避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者も含める。）その他必要な事項を県へ報告する。
- (10) 避難所の管理及び運営等に当たった職員は、避難所設置及び受入状況（受入人員、物資状況等）を災害対策本部に報告する。
- (11) 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (12) 各種感染症の自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、保健福祉担当課、防災担当課及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (13) 女性や子ども等の安全対策として、以下の点に配慮するよう努める。
 - ア 避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
 - イ トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

ウ 照明を増設する。

エ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。

オ 警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

(14) 男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であり、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努める。また、当事者への相談窓口の提供に努める。

(15) 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

7 記録等

本部及び各避難所には、避難所の維持及び管理のため、それぞれ責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

(1) 避難所受入台帳（日誌（救助実施記録日計表））

(2) 避難所用物資受払簿

(3) 避難所設置及び受入状況（受入者名簿）

(4) 避難所設置に要した支払証拠書類

(5) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

(6) 救助実施記録日誌簿

8 避難地域の警備等

避難地域の居住者の財産等の保全対策は、警察官と協議のうえ警察官又は市長の指定した者がこれにあたる。また、避難所における秩序保持も同様に実施する。

9 広域避難対策

(1) 避難所に避難者を受け入れできないときは、避難者を被害がない又は被害の少ない他市町への移送について県に要請する。

(2) 移送を要請したときは、職員の中から避難所管理者を定め、県が受け入れを指示した移送先の市町に連絡するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

(3) 移送先での避難所の運営は、本市及び避難者自身が行い、受け入れ市町に協力を求める。

10 広域一時滞在

(1) 市は被災したとき、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、本市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

11 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援する。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

12 旅行者等対策

市は、帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず拠点避難所に適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第11節 食料の供給

地震災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対して、食料を調達し、炊き出し等で食料の供給を実施する。

なお、供給に当たっては、要配慮者への配慮及び食料の質に留意するほか、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する食料の配布にも努める。

また、市は、平常時から非常用食料の備蓄に努めるほか、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 実施機関

被災者等に対する食料等の供給は市が実施する。

2 災害時の応急給食

(1) 給食取扱い

ア 対 象

(ア) 次の被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合

① 避難所に受け入れされた避難者

② 住家が全壊、全焼、床上浸水等のため炊事ができない世帯

(イ) 被災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、その方法以外により給食を行う必要がある場合

(ウ) 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ 給食品目

給食品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン等を給食する。

(2) 食料の調達

ア 災害により炊出しができず、乾パン等の給食が必要な場合は、直ちに県に対して、応急食料の供給を要請し、生パンについても必要に応じ購入し、供給する。

イ 災害の程度、被害人員に応じて、その必要数の米穀を県に対して供給を要請する。

ウ 災害により交通、通信等が途絶することにより、応急給食について県の指示を受けられない場合には、直接北陸農政局又は倉庫の責任者に対し、緊急引渡しを要請する。

(3) 市は、あらかじめ協定を締結した企業等からの協力を得て、食料を調達する。

3 炊出しの方法

炊出しは、地域における住民相互扶助の精神に基づき、各種団体が協力して、既存の給食施設等を利用して次の要領により行う。

(1) 炊出し現場には、責任者を配置し、責任者は、その指揮にあたりとともに、炊出しの状況、場所、数及び場所別給食人員（朝・昼・夕に区別）を災害対策本部へ報告する。

(2) 災害の状況を考慮し、食器類が確保されるまでの間は、握り飯、漬物、缶詰等の副食を支給する。

(3) 直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等より購入することが適当と認められるときは、炊出しの基準等を明示して購入し支給する。

4 応援の要請

炊出し等の給食ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

(1) 市長は、必要と認めたときは、県及び県を通じて自衛隊に応援を要請する。ただし、緊急を要するときは他市町に応援を要請する。

(2) 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実施の場合

(ア) 所要食数（人数）

(イ) 炊出し予定期間

(ウ) 炊出し品送付先

(エ) その他

イ 物資の確保

(ア) 所要物資の種別及び数量

(イ) 物資の送付先及び期日

(ウ) その他

5 食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点について留意する。

(1) 炊事施設には、飲料に適する水を十分供給し、供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保する。

(2) 炊出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒のための設備を設ける。

(3) 供給食品は、蝇その他害虫の駆除に十分留意する。

(4) 使用原料は、信用及び実績のある業者から仕入れ、保管に留意する。

(5) 炊出施設は、学校等の給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用するが、これらが得たい場合は、湿地、排水の悪い場所等から遠い場所を設定して設ける。

6 記録等

応急給食取扱及び炊出し実施には、炊出し現場等ごとに責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

(1) 救助実施記録日計表

(2) 炊出しその他による給食物品受払簿

(3) 炊出し給食状況

(4) 炊出しその他による給食のための食料購入代金等支払証拠書類

7 災害救助法による炊出しその他による給食

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により、災害発生から7日以内とする。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けた場合は、延長することができる。

第12節 給水活動

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給については、上下水道課で作成した「地震及び風水害対策マニュアル」に基づき実施する。

1 実施機関

市は、上下水道課長を班長とする給水班を設置し、被災者に対する応急飲料水等の供給を実施する。

2 対象者及び給水量

地震のため水道施設が破壊され、飲料水が汚濁し、又は枯渇したことにより、飲料水等が得られなくなった者に対して、災害発生から3日以内については、1日1人3ℓを供給する。

3 応急飲料水等の確保

浄水場及び配水池等水道施設内にある貯水の流水を防止し、さらに必要により市が指定する井戸から浄水処理を加えて、飲料水を確保する。

4 応急給水活動

応急給水の拠点は、10箇所の拠点避難所とし、供給方法は被災の状況に応じて以下の方法を組み合わせて行う。

(1) 拠点給水

ア 給水拠点に1tタンク等を設置し、給水車で給水を行う。

イ 井戸を水源として滅菌器を接続し、塩素消毒により浄水の給水を行う。

ウ 水源に汚濁が認められる場合は、ろ水機によるろ過を行った後、塩素消毒を行う。

(2) 運搬給水

給水拠点に来ることができない高齢者等に対して、給水車等による運搬給水を行う。

(3) 仮設給水

被害範囲が大きく、迅速な本復旧が見込めない場合は、配水管付近の仮設給水栓や仮設管路による個別給水を実施する。

5 給水体制の確立及び機材の整備

市は、災害に際し、応急飲料水の確保及び供給を迅速かつ円滑に実施できるよう人員の確保及び機材の整備を図る。

6 応援の要請

市は、飲料水の供給及び水道施設の応急復旧の実施に当たり、必要に応じて日本水道協会石川支部、野々市市管工事協同組合、石川県、石川県を通じて自衛隊、災害協定を締結した自治体及び企業等に応援を要請する。

7 飲料水の衛生対策

市は、被災時に衛生対策等について、市民への広報を行う。

8 記録等

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 飲料水の供給簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

9 災害救助法による給水

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により給水を行う。その概要は、次のとおりとする。

(1) 給水量

大人1人当たり1日3ℓとする。

(2) 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第13節 生活必需品その他物資供給

地震災害時に被災者に配布する衣料、燃料等の生活必需品、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、その他の物資について、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、必要となる物資の品目ごとの必要数を把握するなど、迅速かつ円滑に調達し、供給する体制を整備する。

なお、被災者が求める物資は、季節や時間の経過等により変化することを踏まえるとともに、男女のニーズの違いや要配慮者等のニーズに配慮する。

1 実施機関

被災者に対する衣料、燃料等の生活必需品その他物資の供給は、市が実施する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する支給は委任を受けた市長が実施する。

2 対象者

災害により住家が全・半壊（焼）又は床上浸水し、生活上必要な被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を滅失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

3 支給品目

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

- (1) 寝具 （就寝に必要な毛布、布団等）
- (2) 外衣 （普通着、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着 （シャツ、ズボン下、パンツ等）
- (4) 身回品 （タオル、手拭い、靴下、靴、傘等）
- (5) 日用品 （石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、女性用衛生用品、紙おむつ等）
- (6) 炊事用具（鍋、釜、包丁、バケツ、ガス器具等）
- (7) 食器類 （茶碗、汁碗、皿、箸等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

4 給与又は貸与の方法

- (1) 各対象者について、各町内会長等の協力のもと世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入・配分計画を作成し、これに基づき給与又は貸与する。
- (2) 所要物資の調達が市内において困難な場合は、県又は他市町にその調達を依頼するとともに、災害協定を締結した企業から優先的に提供を受ける。
- (3) 調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、市スポーツセンターとし、被災の程度に応じて、災害協定締結先や運輸業者の倉庫など民間の施設に協力を求める。
- (4) 必要に応じ、被災者に対し、生活必需品の確保状況等の情報を提供する。
- (5) 給与又は貸与する物品の種類により、配布する場所や女性等に配慮する。
- (6) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が提供できるよう努める。

5 生活物資の給与及び貸与の記録については、責任者を定め、次の書類等を整備し保存する。

- (1) 救助実施記録日計表

- (2) 物資受払簿
- (3) 物資の給与状況（送付書等）
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

6 輸送拠点の確保

- (1) 緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。
- (2) あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (3) 避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

7 災害救助法による給与

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

(1) 給与又は貸与する品目

- ア 被服、寝具及び身回品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(2) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第14節 救助活動

地震災害時は、倒壊家屋等の下敷き等により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者が多数発生するおそれがあり、特に、発災当初の72時間は、救命救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するとともに、関係機関及び自主防災組織等と相互に連携協力し、救出及び捜索に全力を尽くす。

1 対象者

災害が直接の原因となり次に掲げる状態にある者で、早急に救出しなければ生命及び身体が危険な状態にある者とする。

- (1) 火災の際に火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷になった者
- (3) 流出家屋と共に流された者
- (4) 孤立した地点に取り残された者
- (5) 車両事故等によって車内等に閉じ込められた者
- (6) 行方不明者

2 救出の方法

被災者の救出は、自主防災組織が中心となる地域の力を結集して行うほか、市、消防機関及び警察が連携協力して救出作業に当たる。なお、被害が甚大な場合は、市長は、速やかに知事に対して県及び他市町の応援を要請するとともに、自衛隊の派遣を要請する。

3 危険区域の巡回

災害の発生と同時に危険区域を設定するとともに、消防機関等による区域内の巡視を行い、要救助者を発見した場合は救出を図る。

また、必要があるときは警察官に対し、警らの協力を要請する。

4 記録等

救出作業を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 救出実施記録日計表
- (2) 被災者救出用機材器具燃料受払簿
- (3) 被災者救出状況記録簿
- (4) 被災者救出用関係支払証拠書類

5 災害救助法による救出

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

(1) 対象

- ア 現に生命又は身体が危険な状態にある者
- イ 生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するこ

とができる。

第15節 上下水道応急修理

1 上水道応急計画

上水道管理者等は、地震災害が発生した場合においては、上水道施設を速やかに復旧するため、専門技術を持つ人材を活用して、緊急調査、施設の点検等を実施するとともに、配水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講じる。

また、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等より断水区域をできるだけ最小限にするとともに、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

(1) 調査

調査に当たっては、市民からの情報や職員による巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

また、配水施設等の被害状況は、施設ごとに把握し、管路等については、水圧状況、漏水、道路陥没等の有無、地上構造物の被害状況等による把握に努める。

特に主要配水管路、緊急性の高い医療施設、福祉関係施設に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 施設復旧班の編成

市は、被災状況により必要な施設復旧班を新たに編成し、直ちに復旧に当たる。また、防災協定が締結されている野々市市管工事協同組合との「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」に基づき円滑に対応する。

(3) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、上水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を備蓄するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保をする。

(4) 他水道事業者等の必要な協力体制

他水道事業者等の必要な協力体制を確立する。

(5) 広報活動

給水班長は、施設の被害状況及び復旧見込等に関して、積極的に市民に情報を提供し、利用者の生活給水に関する不安解消のため広報活動を行う。

2 下水道応急計画

下水道管理者は、災害が発生した場合においては、下水道施設を速やかに復旧するため、専門技術を持つ人材を活用して、直ちに緊急調査及び施設の点検等を実施するとともに、排水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講ずる。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、下水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ、応急復旧工事を行う。

(1) 要員の確保

下水道管理者は、動員計画により要員の確保を図る。また、本市限りで処理できない場合は、あらかじめ定められた手順に従い、県及び他市町並びに防災協定が締結されている野々市市建設業協同組合に応援を要請する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、下水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を備蓄するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保に努める。

(3) 応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、関係機関の協力を得て行う。

なお、その作業内容及び復旧に対する判断基準は、次のとおりとする。

ア 管渠施設

管渠の復旧作業は、重要な幹線等を優先して行うこととし、その際、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先する。継ぎ手の目地ずれ、管のクラック等が生じていても排水が可能な場合は、他の排水不良箇所の復旧を優先する。

イ マンホール施設

排水に支障が生じている箇所及び浮き上がりなどにより通行に支障をきたす箇所を優先的に修理補強する。

ウ 取付管等

取付管については、埋設深度が浅く、被害が多く発生することが予想されるが、埋設した道路の交通に重大な影響を与えている場合を除き、本管施設の復旧を優先する。

復旧方法については、布設替え又は仮設排水で対応する。

(4) 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。

第16節 その他ライフラインの応急修理

市が所管する以外のライフライン施設は、それぞれの施設を所管する防災関係機関で対策を講じ、早期の復旧に努めるとともに、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

1 電力施設

災害により電気の供給の停止又は停止するおそれがある場合、北陸電力株式会社石川支店は、被災の程度に応じ、策定された計画に基づいて、応急対策及び復旧措置を講ずる。

2 電話施設

災害により通信の途絶又は通信が途絶するおそれがある場合、西日本電信電話株式会社北陸支店は、被災程度に応じ、策定された計画に基づいて、応急対策及び復旧措置を講ずる。

第 17 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

地震災害により住居を失った被災者で、自らの資力では住居の確保ができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図る。

また、公営住宅や民間賃貸住宅を借り上げるなど利用可能な施設を応急仮設住宅とし、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

1 実施機関

応急仮設住宅の建設は、市長が行い、住宅の応急修理は、原則被災者が自力（自費）で行う。ただし、自らの資力に対応できない者については、資金融資制度の周知など必要措置を講ずる。なお、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、原則として知事が行う。

2 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

（1）受け入れの対象者

住居が全壊、全焼又は流失し、住居を失った者で、自らの資力では住居を確保することができない者とする。

（2）設置戸数及び規模と供与期間

ア 設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数のうち必要数とする。

イ 規模は 1 戸当たり 29.7 m²（9 坪相当）を基準とし、出来る限り世帯人数に即したものとす。

ウ 供与期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項による期限内（2 年以内）とする。

（3）着工の時期

災害発生の日から 20 日以内とする。

（4）建設予定地

応急仮設住宅は、概ね面積 2,000 m²以上の公園等で、10 戸以上設置可能な市有地に建設する。

（5）設置及び運営管理

設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行い、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分注意する。

3 住宅の応急修理

（1）応急修理の対象者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

（2）修理の費用と範囲

ア 費用及び運用は、災害救助法の定めるところによる。

イ 期間は、原則として災害発生の日から 1 ヶ月以内とする。

4 記録等

応急仮設住宅を建設し、又は住宅の応急修理を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

(1) 応急仮設住宅を建設した場合

- ア 救助実施記録日計表
- イ 応急仮設住宅台帳
- ウ 応急仮設住宅使用賃借契約書
- エ 応急仮設住宅建築のための材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- オ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払い証拠書類

(2) 住宅の応急修理をした場合

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払い証拠書類

第 18 節 医療及び助産

大規模な地震が発生することにより、倒壊した家屋の下敷きや火災等により、同時に多数の負傷者等が発生し、通常の医療救護体制では対応できなくなるおそれがあり、特に、発災当初の 72 時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、広域・災害救急医療情報システム（E M I S）に入力する情報を石川中央保健福祉センターに提供するなど関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に医療救護活動等を実施する。

1 初動医療体制

（1）実施者

市が行うが、必要に応じ県、他市町又はその他の機関に応援若しくは協力を要請する。

なお、実施の方法等について、あらかじめ白山ののいち医師会と締結した「災害時の医療救護に関する協定書」等による。

（2）保健救護班の編成

市長は、医療及び助産の救急救護を必要と判断した場合、市の機関による保健救護班を編成し、出動を命ずる。

（3）救護所の設置

ア 設置場所

保健救護班長は、福祉対策部長と協議し、医療救護活動を行うに当たり必要と認める場合は、総務対策部、地域医師会等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用され、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

（ア）野々市市保健センター

（イ）地区公民館（4 か所）

（ウ）拠点避難所

（エ）災害現場

（オ）その他市長が必要と認める場所

イ 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、福祉対策部長の指揮により、保健救護班が行う。

（4）医療救護及び助産活動

医療救護及び助産活動は、原則として保健救護班及び派遣された医師、看護師が救護所において、以下のとおり実施するほか、必要に応じて県、日本赤十字社石川県支部等に協力又は応援を求める。また、災害の状況によって避難所等を巡回し、医療救護及び助産活動を実施する。

なお、保健救護班は、医師とともに区分の判定及び救命処置その他応急的医療救後及び助産活動に当たる。

傷病者には、消防庁において定められた「トリアージ・タグ」を使用する。

ア 医療の範囲

（ア）傷病者のトリアージ

（イ）傷病者に対する応急措置

- (ウ) 診察
- (エ) 薬剤又は治療材料の支給
- (オ) 処置その他の治療及び施術
- (カ) 病院又は診療所への搬送手続き
- (キ) 避難所等への巡回診療及び健康相談
- (ク) その他必要な事項

イ 活動の実施期間

医療救護及び助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じて市長が定めるが、概ね災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

ウ 助産について

(ア) 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした人とする。

なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

(イ) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前又は分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ④ その他必要な事項

エ 経費の負担

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）とし、その他の場合は、市負担とする。

2 重傷病者の搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て、総務対策部が実施する。また、救護所から医療機関への搬送については、消防班（救急隊）が実施するが、災害時後方病院への搬送等については、必要に応じて県に応援を要請する。

3 医療機関

(1) 医療機関の受け入れ体制の確立

保健救護班長は、地域医師会に所属する一般病院等の受入可能ベッド数を速やかに把握し、受入スペースの確保など受入体制の確立を要請する。

(2) 受入可否施設の把握

保健救護班長は、総務対策部長と協力して、医療機関の受入状況を石川中央保健福祉センター、救急指定病院に照会して常に把握し、関係部署に必要な情報を伝達するとともに、医療機関に重傷病者が振り分けられるよう指示する。

4 医薬品及び資器材の確保

(1) 保健救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用並びに確保については、原則として次

のとおり行う。

ア 保健救護班は、保管場所において、市の現有医療資器材及び医薬品を確保し、救護所に携行する。

イ 市の要請により出動した地域医師会等及び県が編成した医療救護班は、自己が携行した医薬品等を使用し、使用した消耗資材等の費用については、市に請求する。

(2) 医薬品及び資器材等の確保

市の備蓄する医薬品等の確保については、野々市市保健センター内とし、順次整備を図る。

(3) 不足のときの調達方法

保健救護班長は、医療及び助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、医療器具及び医薬品等取扱業者、県（薬事衛生課）、各医療機関等に協力を要請して補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社石川県支部（石川県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、福祉班に対して、市民への献血の呼びかけを要請する。

5 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、市は、県に対して人工透析を実施する医療機関の被災に関し、各医療機関が連携し患者の受入れ調整を図るなど透析医療の確保について要請する。

6 記録等

医療救護及び助産活動を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 保健救護班診療記録
- (2) 医薬品衛生材料使用簿
- (3) 保健救護班編成及び活動記録簿
- (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (5) 医薬品衛生材料受払簿
- (6) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

第19節 健康管理活動

地震災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は、県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

1 実施体制

市は、県等と協力し、保健師等による被災者等の健康管理や感染症拡大防止のため避難所の巡回等を行う。

2 活動内容

(1) 健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員・児童委員、居宅介護支援専門員等の協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な医療、介護が受けられるよう対処する。

(2) 「市健康管理マニュアル」の作成に努め、救命救急を最優先とし、避難所や在宅被災者宅等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対する保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図り、環境整備に努める。

なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に感染症や生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

また、人工透析、酸素、インスリン療法等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。

(3) 活動により把握した情報は、保健救護班及び福祉班が連携して開催する健康管理連絡会等にて集約し、対応策を連携協力して実施する。

(4) 避難所等で感染症を防止するため、衛生管理等について相談、指導を行う。また、感染症が発生した場合は、県及び医療機関等と協力して、感染者の移送や消毒等を実施し、感染症の拡大を防止する。

第20節 心のケア活動

地震の発生による多数の建物倒壊、火災発生等により、精神的ショックを受けた市民及び避難所において精神的ストレスを受けている市民、児童、高齢者並びにこれまでに精神疾患を患った者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

1 実施体制

- (1) 市は、精神保健医療対策について、県と協議して実施する。
- (2) 市は、県、精神科医療機関等と連携協力して、精神保健医療活動（心のケア）を実施する。

2 精神保健活動組織

(1) 精神保健班の編成

福祉対策部長は、精神保健活動を実施する必要があると認めたときは、新たに精神保健班を編成し、市保健センター内に精神科救護所を設置するとともに、避難所における心の相談窓口の設置に努める。

(2) 精神保健班の活動

ア 被災者に対する精神相談の実施

福祉班と連携した健康管理連絡会等で把握した対象者に対して、精神相談を行い、必要な医療及び福祉サービスについて、情報提供するなど心のケアを通じて、被災者等の精神状態の安定を図る。

イ 被災児童に対する精神相談の実施

災害により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

ウ 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後の強度の不安から混乱を来し、孤立感を深めるなどの影響が大きいことから、町内会など地域の支え合いの体制と連携しながら、精神相談を実施する。

(3) 情報集約と適切な人員配置

心のケアが必要と判断される被災者については、健康管理連絡会等で情報を集約し、保健師、精神保健福祉士、関係機関の職員、ボランティア等で情報を共有し、それぞれの職種、能力、経験等を考慮して、適切な支援が実施できるよう人員を配置する。

第 21 節 防疫及び保健衛生活動

地震災害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗等により感染症等が多発するおそれがあるため、消毒を実施するなど、感染症等のまん延を防止するための必要な対策を迅速に実施する。

1 実施者

被災地域の防疫は、法令の定めるところにより市が県等の指導又は指示を受けて行うが、市のみで実施が困難又は不可能なときは、県又は他市町及び関係機関の協力を得て実施する。

2 衛生班の編成

市長は、感染症等予防の防疫業務を必要と判断した場合、衛生班を編成する。

3 防疫の種別と方法

(1) 検病調査

検病調査については、県に協力を要請して実施する。

(2) 清潔方法及び消毒方法

清潔方法及び消毒方法について、次のとおり実施する。

ア 清潔方法

道路、公園、用排水路等の公共の場所を中心に実施する。

イ 消毒方法

(ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）の定めるところにより実施する。

(イ) 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては 3 回、床下浸水地域にあっては 2 回とする。

(ウ) 床上浸水地域に対しては、被災の直後に各戸に防疫用薬剤を配布して、床、壁の拭浄、トイレの消毒を指導する。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

昆虫等の駆除を実施する場合は、家屋内においてはなるべく残留効果のある薬剤等を使用し、戸外及び汚物の堆積地帯においては、殺虫、殺蛆効果のある薬剤等（トイレ等に使用する殺蛆剤）を使用する。

4 家庭用水の衛生

井戸水等家庭用水について、衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤を配布するとともに、その衛生処理について指導する。

5 食品の衛生

食品の衛生指導等については、県に協力を要請して実施する。

6 避難所の防疫等

(1) 避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自主組織を作るよう指導する。

(2) 避難所において感染症等が発生した場合は、避難者に対しては、少なくとも 1 日 1 回検病

検査を実施する。

- (3) 衣服は、日光にさらし、特に必要があるときは消毒、蚤等の発生防止のため防疫用殺虫剤等の散布を行う。また、トイレ、炊事場、洗濯物等の消毒、10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等を避難所に配置し、手洗の励行、マスクの着用等について十分指導する。
- (4) 居住スペースは、プライバシーの確保と飛沫感染を防止するため、世帯ごとに2 m以上の間隔を空け、ベッド、間仕切りを配置する。
- (5) 給食従事者はできるだけ専従とし、健康管理に配慮する。

7 患者等に対する処置

- (1) 被災地域において、感染症患者が発生したときは、県の指示を受け、隔離等の感染拡大防止の処置をとる。
- (2) やむを得ない理由によって隔離施設に受け入れできない場合は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは、治療を行う。

8 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県の指示を受け、臨時予防接種を実施する。

9 ペット動物の保護対策

避難所に同行避難したペット動物に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、負傷又は放し飼いのペット動物を保護するなど必要な措置を講ずる。

10 記録等

防疫活動を行った場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 災害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族及び昆虫駆除等に関する書類
- (6) 家事用水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌

第 22 節 廃棄物処理

地震の発生により、建物が倒壊するなど災害廃棄物が大量に発生することが予想されることから、被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、災害廃棄物処理計画を活用し、一般廃棄物の収集及び清掃業務を適切に行い、環境衛生の確保を図る。

1 実施者

被災地における一般廃棄物の収集処理については、市が委託する者又は廃棄物処理業の許可を有する者が実施し、必要に応じて県、NPO・ボランティア等に協力を要請するなど、連絡体制を構築する。

2 ごみ処理体制の確立

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて他市町等の協力を得て、保有処理能力の維持に努める。
- (2) ごみの収集運搬は、市が委託する者又は廃棄物処理業の許可を有する者が行うが、必要に応じて県等に協力を要請する。

3 ごみの一時集積

災害の発生により短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ごみの一時集積場を指定し、被災地域からの搬出を行う。

4 ごみ収集、処分の方法

- (1) 収集計画、分別、排出方法等について市民及びNPO・ボランティア等へ周知徹底を図る。
- (2) ごみの収集については、生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、最優先で収集・搬送の体制を確立し、焼却処理する。
- (3) 倒壊家屋、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し、一時集積場への直接搬送及び処分場への直接搬入の協力を要請する。
- (4) ごみ収集車の通行が困難な地域については、各家庭においてビニール袋等に衛生的に一時蓄えるほか、収集車の通行可能な場所まで搬出するよう依頼する。
- (5) 収集作業が計画より遅延するときは、ドラム缶、樽等を配置し、一時保管するよう促す。
- (6) 収集したごみは、原則として白山野々市広域事務組合の処理施設において処理するが、処理能力を超える場合は、県又は他市町及び関係機関の協力を得て処理する。

5 し尿の収集及び処理

(1) 汲取り式トイレ

ア 被災地が処理能力に対して広範囲にわたっている場合には、応急的措置として便槽容量の約2割程度の汲取りを実施する。また、し尿収集車による収集が困難な場所には、適当な汚物容器等を配置し、一時保管するよう促す。

イ し尿の収集及び処理については、被災地域、避難所、被災者受入施設を優先して行う。

ウ 収集したし尿は、全量をし尿処理場で衛生的に処理する。ただし、処理能力を超える場合は、近隣市町へ協力を要請する。

(2) 浄化槽

浄化槽の機能が低下した場合は、速やかにその機能の回復に努めるよう管理者に働きかける。

6 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設け、また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して衛生を確保する。

第 23 節 行方不明者の搜索、遺体の受け入れ等

地震が発生した場合には、建築物が倒壊するなど被害が甚大となるおそれがあることから、市は、警察、消防、関係機関等と連携を図り、行方不明者の搜索、遺体の受け入れ等について、円滑に実施する。

1 実施者

市は、行方不明者の搜索及び遺体の受け入れ等を警察及び消防機関等と協力して実施する。
ただし、遺体の検視は、警察が医師の立ち会いを得て行う。
なお、市限りで対応が不可能な場合は、自衛隊、県、他市町等の応援を得て実施する。

2 搜索依頼、安否確認等

所在の確認ができない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受付は、相談班が以下のとおり行う。

- (1) 市役所 1 階に「行方不明者相談窓口」を開設し、搜索依頼を受付する。
- (2) 搜索依頼を受けたときは、行方不明者の「住所・氏名・生年月日・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り、避難所及び安否情報の収集・提供システムに照会し、所在の確認を行う。
- (3) 避難所等での所在が確認できない場合は、行方不明者搜索リストに記載する。

3 搜索の実施

搜索は、行方不明者搜索リストに基づき、総務対策部が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元町内会、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て以下のとおり実施する。

- (1) 搜索活動は、初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が警察等と連携して実施し、応急体制以降については、消防班が関係機関と連携を強化し、実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見した場合は、総務対策部及び白山警察署に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、発見位置を確認、記録し、警察と協議の上、所定の場所（警察署、遺体検視場所等）に移送し、所要の警戒員を配置し、監視を行う。

4 遺体の処置

遺体は、警察が医師の立ち会いを得て検視を行い、検視後の遺体については、福祉班が事後措置を引き継ぐ。

5 遺体の受け入れ及び安置

福祉班は医師等と協力し、検視を終えた遺体について、洗浄、縫合、消毒、納棺等の必要な措置を警察と協議した上で実施し、引き渡し及び安置等を行う。

- (1) 市内の寺院、公共施設など遺体受け入れに適した場所を選定し、遺体安置所を開設する。
- (2) 福祉班は、財政物資班と協力し、県及び葬祭事業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品など必要な器材を確保する。
- (3) 警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て、身元の確認に努めるとともに、遺体引受人の発見に努める。
- (4) 遺体が身に着けていた衣類、所持品など遺品を整理し、適切に保管する。

- (5) 遺体整理簿を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (6) 身元の確認ができた遺体から順に、取り違えなどのないよう確認を実施した上で、遺族に引き渡す。
- (7) 身元が判明しない遺体、若しくは遺体引受人が判明しない遺体については、市で仮安置した後、市長を身元引受人として、相談班長に対して、遺体の火葬許可証の発行を求める。

6 火葬

身元が判明しない遺体等は、以下のとおり、市長の指示に基づき、福祉班が応急処置として、遺体を白山郷斎場へ輸送し、火葬等を実施する。

なお、遺体の輸送については、原則、葬祭事業者等に依頼して行うが、必要に応じて、福祉対策部による「遺体輸送班」を新たに編成して行う。

- (1) 身元が判明しない遺体及び遺体引受人が判明しない遺体並びに遺族等が火葬を行うことが困難な遺体については、市で応急措置として火葬を行う。
- (2) 火葬する場合は、火葬台帳により処理する。
- (3) 遺骨、遺品は包装し、氏名札及び遺品処理票を添付のうえ、混同、紛失等の措置を講じて保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺品の引き取り希望のあるときは、警察と協力の上、遺骨及び遺品整理簿により整理し、引き渡す。
- (5) 遺体が多数のため、白山郷斎場で火葬できないときは、県及び他市町に協力を要請する。

7 記録等

遺体搜索及び火葬を行ったときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 行方不明者受付簿
- (2) 遺体調書
- (3) 氏名札
- (4) 遺体送付票
- (5) 遺体処理票
- (6) 遺骨及び遺留品処理票
- (7) 遺体搜索状況記録簿
- (8) 遺体処理台帳
- (9) 遺体搜索、遺体処理支払証拠書類
- (10) 遺体搜索用機械器具燃料受払簿
- (11) 遺体搜索用機械器具修繕費受払簿

第24節 障害物の除去

地震災害時に、人命の救助、救出及び消火活動を最優先に実施するために、交通路の確保を図り、被災者が一日も早く日常生活を営むための応急活動を円滑に行うため、倒壊した家屋又は工作物の転倒落下などにより発生した大量の障害物を除去する。

1 実施者

市は、地震災害時において、次に掲げる事項について、必要な処置を行う。

なお、実施に当たって、労力、機械等が不足する場合は、県に要請するとともに他市町からの派遣を求める。

- (1) 市民の生命、身体及び財産等の保護のため除去を必要とするもの
- (2) 交通の安全と輸送の確保に必要なため除去を必要とするもの
- (3) その他公共的立場から除去を必要とするもの

2 除去方法

原則として機械力により除去するが、機械力による除去が不適当な場合は、人力により除去する。

3 除去した障害物の保管及び処分方法

障害物の集積場所については、除去作業実施者が廃棄すべきものと保管すべきものとを区分し、収集作業のしやすいように配慮のうえ決定する。

市有地以外の他の所有者の土地で作業が必要な時は、可能な限り、管理者又は所有者の同意を得るものとする。

- (1) 障害物を保管する場合には、次の方法により保管する。

ア 人命及び財産に被害を与えない安全な場所又は道路交通の障害とならない場所に適切に保管する。

イ 工作物等を保管したときは、工作物名簿に記載すること。

- (2) 保管した障害物等が滅失し、又は破損するおそれがある場合で、保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

4 記録等

障害物を除去したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (2) 障害物除去機械器具修繕費支払簿

第25節 文教対策

地震の発生により、児童生徒、教職員及び学校施設が災害を受けるなど、通常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教科書及び学用品の給与、教育施設の確保等の措置を講じ、応急教育を実施する。

1 実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施する。
- (2) その他県立及び私立学校等についての応急教育は、それぞれの設置者が実施する。

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被害発生校の校舎の一部が使用できない場合は、復旧に努め、特別教室、屋内体育館等の施設を応急使用する。
- (2) 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、隣接校その他公民館等の公共施設を分散利用する。
- (3) その他全体的に被害を受けた場合は、災害の状況により関係機関と協議し、仮校舎の建設等応急の措置を講ずる。

3 応急教育

応急教育を行う場合、被害状況によっては市民の被害が比較的大きく学校施設が避難所あるいは被害が甚大で使用に耐えないことが予想される。よって、関係機関と十分に協議し、応急教育の円滑な実施を図り、開始時期並びに方法等について児童生徒及び保護者等に周知する。

4 被災児童生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

(1) 調達方法

- ア 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書の確保に努める。
- イ 学用品については、県から送付を受けたものを配布する他、県の指示に基づき基準内で調達する。

(2) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(3) 支給品目

- ア 教科書
- イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- ウ 通学用品（運動靴、傘、鞆、長靴等）

例示した品目以外のものでも被災状況、程度等、必要に応じ、適宜調達し、支給する。

(4) 被災による不足教職員の確保

- ア 被災教職員数が僅少のときは、学校内において調整する。
- イ 被災教職員数が多数で1校において調整できないときは、授業の実施状況に応じて、市が市内の学校において確保する。
- ウ 市内において確保できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

5 児童生徒への対応

災害が発生した時間帯によって異なる対応が求められることから、その状況に応じた対応を実施する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を実施する。

(2) 登下校時の安全確保

情報収集及び伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童生徒の安否確認

在宅時に被災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 育英補助に関する事項

被災による住家の全壊、全焼等のため、就学に著しく困難を生じた児童、生徒に対して育英資金を支給するよう関係機関に要請する。

7 学校給食に関する事項

県関係機関に被害状況を報告し、その状況により準要保護児童生徒を認定し、学校給食費援助の適用を受ける等の対策を講ずる。

また、学校施設を避難所等に使用したことにより学校独自の給食ができない場合、一般市民と同様の給食を実施する等関係機関と協議し実施する。

8 保健、厚生に関する事項

関係機関と密接な連絡をとり、被害に応じ、教職員及び児童生徒に対し、感染症予防接種及び健康診断等適切な処置を講ずるよう努めるとともに、浸水等の被害を含め環境衛生面についても整備改善に協力する。

9 避難所協力

学校は、本市において震度5弱以上の揺れを計測した地震が発生した場合には、避難所を開設し、避難者の受け入れ準備を進め、災害対策本部と連携して、円滑な避難所運営に協力する。

10 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

11 記録等

文教対策を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 学用品等購入（配分）計画表
- (2) 学用品等交付簿
- (3) 学用品等受払簿
- (4) 学用品等購入関係支払証拠書類
- (5) 学校施設等借用記録簿
- (6) 教職員等調整記録簿

第 26 節 交通応急対策

地震災害時の交通の混乱を防止し、災害応急対策に必要な機材及び物資の緊急輸送の確保を図るため、必要に応じ、次の措置をとる。

1 交通支障箇所の通報

市は、管内の道路状況を確実に把握するため、警察署、道路管理者等と密接な連絡を図り、情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を確認したときは、速やかに関係機関に通報する。

2 交通規制等

(1) とるべき措置

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

ア 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 市長は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、県及び他の市町に対し応援を求める。

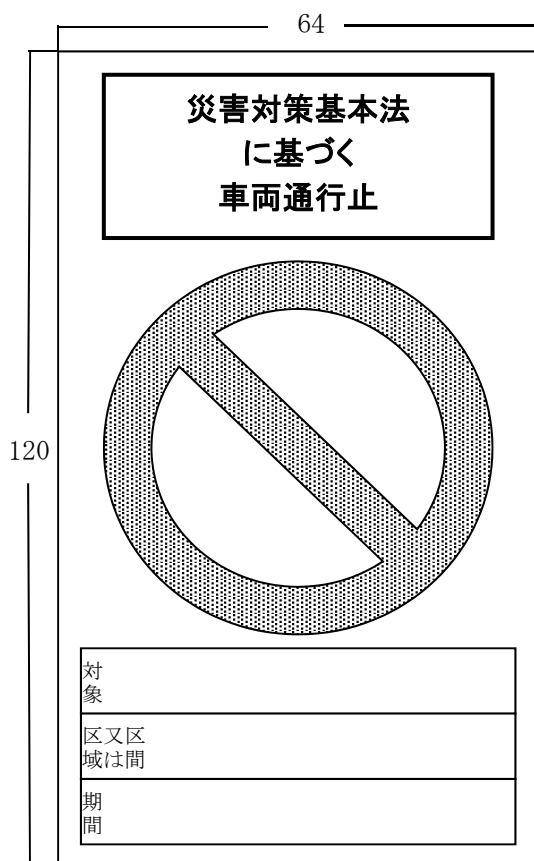
ウ 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

エ 道路法（昭和 27 年法律第 165 号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号）の定める様式により標示を行う。

オ 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(2) 標識

災害対策基本法第 76 条に規定する災害時における交通規制標識は次のとおりとする。



標識

備 考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 c mとする。
- 3 図示の長さの単位は、c mとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大、又は図示の寸法の1／2まで縮小することができる。

3 応急復旧

- (1) 道路等の応急復旧実施者は、当該道路の管理者とする。
- (2) 市は、市が管理する道路等が交通に支障を及ぼすことを確認した場合、速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- (3) 緊急を要する場合で、自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難な場合は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。
- (4) 応急復旧を実施するための資機材確保及び要員確保については、緊急時に対応できるようにあらかじめ体制を整備する。

4 災害復旧優先道路等

応急復旧に当たっては、物資輸送及び各種復旧作業の迅速化を図るため、県の緊急輸送道路及び市の防災拠点を連結した市の災害復旧優先道路を優先する。

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。

(1) 緊急輸送道路（石川県）

ア 第1次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般国道	8 号	御経塚 4 丁目～蓮花寺町、郷町地内
一般国道	1 5 7 号	押野 4 丁目～三日市 3 丁目、清金 3 丁目～末松 1 丁目
主要地方道	金沢小松線	新庄 1 丁目～上林 1 丁目
主要地方道	松任宇ノ気線	柳町地内
一般市道	本町新庄線	本町 5 丁目～上林 4 丁目

イ 第2次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	新庄2丁目地内
一般県道	宮永横川町線	押野5丁目地内
一般市道	疋田御経塚線	御経塚4丁目～御経塚2丁目
一般市道	高尾堀内線	扇が丘～本町5丁目

(2) 災害復旧優先道路（野々市市）

ア 第1次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	横宮町～新庄3丁目
一般県道	窪野々市線	横宮町～高橋町
一般県道	額谷三浦線	栗田2丁目～清金2丁目
一般県道	野々市西金沢停車場線	押野1丁目～横宮町
一般市道	泉野野々市線	押越2丁目～二日市2丁目
一般市道	布水中学校線	押越1丁目～押野2丁目
一般市道	押野稻荷線	押野5丁目～押野1丁目
一般市道	本町2丁目住吉線	本町2丁目～住吉町
一般市道	高尾下林線	矢作1丁目～下林3丁目
一般市道	堀内上林線	堀内4丁目～上林2丁目
一般市道	高尾堀内線	本町5丁目～堀内5丁目

イ 第2次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	三日市松任線	三日市2丁目～徳用1丁目
一般県道	宮永横川町線	二日市3丁目～二日市1丁目
一般県道	矢作松任線	矢作2丁目～下林2丁目
一般県道	倉部・金沢線	御経塚3丁目地内
一般市道	野々市駅通り線	二日市3丁目地内
一般市道	稻荷野代線	野代1丁目～稻荷2丁目
一般市道	押野稻荷線	押野2丁目～稻荷1丁目
一般市道	四十万末松線	新庄3丁目～末松1丁目
一般市道	二日市矢木線	御経塚3丁目～二日市1丁目
一般市道	二日市田中線	二日市4丁目～郷2丁目
一般市道	本町新庄線	本町6丁目地内

(3) 防災拠点

種別	施設名	住所	電話
総合防災拠点	野々市市役所	三納1丁目1番地	227-6000
応援機関拠点	市民体育館	下林3丁目97番地	248-1223
場外離着陸場	野々市明倫高等学校	下林3丁目309番地	246-3191
	スポーツランドふれあい広場	中林5丁目1番地1	294-5800 (スポーツランド)
物流拠点	野々市市スポーツセンター	押野2丁目30番地	294-5511
応急救護所	野々市市保健センター	三納3丁目128番地	248-3511
防災広場	野々市中央公園	下林3丁目97番地	248-1223 (市民体育館)
	つばきの郷公園	二日市5丁目207番地	—

※つばきの郷公園は浸水想定区域内にあるため、水害時は使用しないものとする。

5 運転者のとるべき措置

- (1) 避難のために車を使用しない。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキ等を避け、できるだけ安全な方法で道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。
- (4) やむを得ず道路上に車を置いて避難するときは、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両等災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。

第 27 節 輸送手段の確保

地震発生時における被災者の避難、傷病者の受け入れ、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材及び生活必需物資の輸送などを迅速に実施するため、車両及び人員の確保、地域内輸送拠点の速やかな開設と周知徹底など輸送体制の確立に努める。

1 輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲及び現地の交通状況等を勘案して、最も適切な方法により行う。

- (1) 輸送の対象は、概ね次のとおりであるが、物資については被害状況等を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡及び協議を行い決定する。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 傷病者又は妊産婦の受け入れのための輸送
- ウ 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資の輸送
- エ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資の輸送
- オ 救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送
- カ 飲料水の供給輸送
- キ 食料の供給輸送
- ク 遺体の搬送
- ケ 生活必需品の供給のための輸送
- コ 復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

- (2) 車両による輸送

市保有車両で対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより、迅速な対応を図る。

- ア 民間車両の確保

- (ア) 一般車両（乗用車、バス、貨物自動車等）

バス会社、タクシー会社及び運送業者

- (イ) 特殊車両

運送業者及び建設業者

- イ 緊急通行輸送車両の確認手続き

市保有車両にあつては、総務課が保管する緊急通行車両事前届出済証を白山警察署へ提出し、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

市が輸送業者からの借り上げする民間車両等にあつては、業者に緊急通行輸送車両の確認手続きを指導し、速やかに緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

- (3) 人力による輸送

災害により車両等による輸送が不可能な場合は、人力等による輸送を行う。

- (4) 航空機（ヘリコプター）による輸送

震災時において、道路交通機能が制約されるなかで緊急輸送手段として有効であることから、緊急輸送道路等に面していることなど陸上輸送との連携を考慮し活用を図る。

ヘリコプター等については、県又は自衛隊に要請するものとし、本市における航空法第 79 条に基づく指定の場外離着陸場は次のとおりである。

なお、捜索又は救助のために認められる緊急離着陸場については、学校のグラウンド、公園など一定の面積を確保できる場所とする。

場外離着陸場

施設名	住所	電話
野々市明倫高等学校	下林3丁目309番地	246-3191
スポーツランドふれあい広場	中林5丁目1番地1	294-5800（スポーツランド）

(5) 鉄道による輸送

北陸本線については西日本旅客鉄道株式会社、石川線については北陸鉄道株式会社に対して協力を要請する。

2 記録等

車両等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送費関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

第 28 節 救援隊等の受け入れ

地震による被害の発生状況により、県又は他市町村からの救援隊及び自衛隊等の派遣を要請した場合の宿舎及び活動等について定める。

1 救援隊等の宿舎等

救援隊等の宿舎及び活動拠点として、学校、公民館など屋内の公共施設を提供する。

ただし、災害の状況により、屋内公共施設の確保が困難な場合は、公園、グラウンドなど屋外施設に提供し、天幕等を利用した施設を設ける。

2 救援隊等の活動

救援隊等に対して、活動目的、活動内容及び活動場所等を明確にするよう努め、救援隊の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう調整する。

3 救援隊等への物資の提供

救援隊等の活動に必要な物資、食糧等が不足する場合には、迅速に調達し、可能な限り提供することとする。

第29節 相互応援

地震による大規模な災害が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

1 他市町村への応援

市長は、県等から他市町村に対する災害援助の応援要請があったときは、応援要請書等の内容に基づき、本市から市職員の派遣、備蓄食料、資機材等の提供を行う。

2 市職員の派遣

- (1) 市長は、他市町村の被害状況等により判断し、職員を派遣する。
- (2) 職員、応援組織等については、状況に応じてその都度定める。
- (3) 職員は、災害対応を実施するにあたり、被災市町の指揮の下に行動する。

3 資機材等の提供

- (1) 市は、他市町村の被害状況等により判断し、必要な資機材及び物資を提供する。
- (2) 支援物資等の量については、状況に応じてその都度定める。

4 災害に関する協定

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
通信設備の優先利用	石川県警察本部	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0110
消防応援	金沢市	金沢市泉本町7丁目9番2号	076-280-0119
	白山市	白山市倉光2丁目1番地	076-276-1111
	石川県、県内全市町		
相互応援	白山市	白山市倉光2丁目1番地	076-276-1111
	川北町	能美郡川北町字壺ツ屋 174 番地	076-277-1111
	愛知県知多郡東浦町	愛知県知多郡東浦町大字緒川政所 20 番地	0562-83-3111
	京都府城陽市	京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地・17 番地	0774-52-1111
	県内全市		
ヘリコプター	石川県、県内全市町		
情報伝達	(株) えふえむ・エヌ・ワン	野々市市高橋町 24 番 2 号	076-248-1212
	L I N E ヤフー (株)	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	03-6898-5312
	西日本電信電話(株)	金沢市鳴和町 1 番 2	076-282-9847
医療	(一社) 白山ののいち医師会	白山市倉光 7 丁目 122 番地	076-275-0795
郵便	日本郵便 (株)		
	新金沢郵便局	金沢市新保本 4 丁目 65 番地 2	076-214-3185
	金沢南郵便局	金沢市泉野町 6 丁目 17 番 1 号	076-241-0401
	市内郵便局 7 局 (代表野々市郵便局)	野々市市本町 4 丁目 3 番 2 号	076-248-0989
生活物資及び避難場所の提供	イオンリテール (株)	新潟県新潟市中央区笹口 1 丁目 1 プラカ 1 3F	076-273-5888
生活物資	野々市農業協同組合	野々市市中林 5 丁目 1 番 5	076-248-2171

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
	生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1 番地	076-275-9854
	イオンタウン (株) (イオンタウン野々市)	野々市市白山町 205 番地 1	北陸甲信越運営部 076-268-8430
	マックスバリュ北陸 (株) (マックスバリュ野々市店)	野々市市白山町 205 番地 1	076-294-1280
	コストコホールセールジャパン (株) (野々市倉庫店)	野々市市柳町 301 番地 1	076-275-8555
	アークランズ (株) (ホームセンタームサシ金沢南店)	野々市市新庄 6 丁目 58 番地 10	076-248-6348
	(株) 八幡	羽咋市兵庫町 10	076-722-0808
	NPO 法人コリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	025-371-4185
	(株) ほっかほっか亭総本部	大阪府大阪市北区鶴野町 3-10	06-6376-8099
	日本ピザハット (株)	横浜市西区みなとみらい 4 丁目 4 番 5 号	045-664-0810
	(株) ウルトラパワー	金沢市木倉町 4 番 5 号	076-213-5291
	サントリービバレッジソリューション(株)	野々市市御経塚 4 丁目 129-1	076-249-8861
飲料水	北陸コカ・コーラボトリング (株)	白山市水島町 480 番地	076-277-1155
	(株) コーシン	野々市市押野 2 丁目 216 番地	076-294-3700
飲料水(災害用)	(株) ジャパンビバレッジホールディングス	白山市福留町 532-1	076-277-3311
応急復旧	野々市市管工事協同組合	野々市市本町 1 丁目 39 番 11 号	076-248-0047
	野々市市建設業協同組合	野々市市白山町 8 番 16 号	076-294-0691
	白山野々市建設業協会	白山市鶴来新町 50 番地	076-272-1300
	石川県電気工事工業組合	金沢市新保本 4 丁目 65 番 22	076-269-7880
	(一財) 北陸電気保安協会	白山市五歩市町 400 番地	076-274-4580
	(一社) 石川県エルピーガス協会 石川支部	白山市徳丸町 627 番地 1	076-275-3944
	野々市市造園業協同組合	野々市市末松 2 丁目 81 番地	076-248-0782
	石川県瓦工事協同組合	野々市市若松町 13 番 20 号	076-246-1233
	日本下水道管路管理業協会中部 支部石川県部会	金沢市栗崎 5 丁目 176 番地 3	076-237-5098
	石川県さく井協会	金沢市示野町西 7 番地	076-267-3262
応急調査業務	(一社) 石川県建設コンサルタント協会	金沢市寺町 3 丁目 9 番 4 1 号	076-274-1001
	(一社) 石川県測量設計業協会	金沢市示野町西 81	076-268-4900
	(一社) 石川県地質調査協会	金沢市示野町西 7	076-267-3244
支援協力	(学法) 金沢工業大学	野々市市扇が丘 7 番 1 号	076-248-1100
情報交換	国土交通省北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号	025-280-8836
避難所及び 入浴施設	(株) スポーツクラブ・ウイテン (ゴールドジム・ウイテンのいち)	野々市市横宮町 67 番地 1	076-294-3110
	(株) エイム (フィットネスクラブエイム 21)	野々市市御経塚 4 丁目 10 番地	076-240-0210

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
	マンテンホテル（株） （満天の湯・道の宿）	富山県富山市本町 2 丁目 17	076-441-2177
	L i n k 加賀（株） （山中温泉湯畑の宿 花つばき）	加賀市山中温泉栢野町ハ 36 番地	076-178-5500
入浴施設	（有）ぽかぽか （ぽかぽか御経塚の湯）	野々市市御経塚 4 丁目 38 番地	076-240-4126
福祉避難所	（社福）野々市市社会福祉協議会 （老人福祉センター椿荘） （いきがいセンター御経塚）	野々市市本町 5 丁目 18 番 5 号	076-246-0112
	（社福）富樫福祉会 （特別養護老人ホーム富樫苑）	野々市市市中林 4 丁目 62 番地	076-248-8765
	（社福）加賀中央福祉会 （特別養護老人ホームかんじん）	野々市市新庄 2 丁目 45 番地	076-248-7767
	石川県立明和特別支援学校	野々市市市中林 4 丁目 70 番地	076-246-1133
	特定医療法人扇翔会 （南ヶ丘病院）	野々市市西部中央土地地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番	076-256-3366
	株式会社ニルヴァーナ （ののいちの季）	野々市市本町 3 丁目 6 番 31 号	076-248-2230
	医療法人社団仁智会 （金沢南ケアハウス）	野々市市蓮花寺町 79 番地 1	076-227-5866
	医療法人社団洋和会 （あんじん）	野々市市新庄 2 丁目 30 番地	076-248-7575
	株式会社folkレーベン （悠の風野々市）	野々市市横宮町 16 番 9 号	076-248-7179
	株式会社白寿 （白寿の里御経塚）	野々市市御経塚 3 丁目 79	076-204-8910
	株式会社メビウス （七星てんとう）	野々市市藤平田 2 丁目 66 番地	076-220-6112
	社会福祉法人紫志の会 （エンジェル保育園）	野々市市本町 6 丁目 22 番 1 号	076-248-2888
	社会福祉法人ヴィテン （ヴィテン SMC こども園）	野々市市横宮町 67 番地 9	076-248-6210
避難者の一時 受入、電力供給、車両貸与	石川トヨタ自動車（株）	金沢市御影町 3 番 1 号	076-259-0011
	ネットヨタ石川（株）	金沢市西泉 2 丁目 178 番地	076-246-2737
	（株）石川トヨペットカローラ	金沢市浅野本町ロ 104 番地	076-248-1411
電動車両等の 支援	石川ダイハツ販売（株）	金沢市駅西本町 3 丁目 15 番 1 号	076-221-0888
	金沢三菱自動車販売（株）	金沢市神宮寺三丁目 1 番 5 号	076-252-6141

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
	石川中央三菱自動車販売（株）	金沢市長土堀二丁目 16 番 30 号	金沢三菱自動車販売（株）
	三菱自動車工業（株）	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	
車両の移動	エートス協同組合	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 2 丁目 1 番地 1 号	048-776-9733
段ボールベッド、間仕切り	セッツカートン（株）	兵庫県伊丹市東有岡五丁目 33 番地	0776-73-5300
	NPO 法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク	東京都世田谷区松原 5 丁目 2-4	03-3324-6760
重機、仮設トイレ	（株）ヨシカワ	野々市市栗田 4 丁目 203 番地	076-294-1136
	千代田機電（株）	金沢市新保本 4 丁目 65 番地 12	076-269-3506
	（株）アクティオ	白山市水島町 1051-1	076-277-0092
情報収集、帰宅困難者等支援	損害保険ジャパン（株）	東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 1 号	076-232-1121
物資の保管及び輸送	若松梱包運輸倉庫（株）	白山市宮永町 2848 番地	076-274-7200
	佐川急便（株）北陸支店	金沢市木越町ト 80 番地	0570-55-0163
避難所、物資の保管及び輸送	二本松物流（株）	野々市市徳用 3 丁目 18 番地	076-294-7008
廃棄物の収集、運搬等	（株）トスマク・アイ	白山市村井町 330 番地	076-276-0636
	（一社）石川県産業資源循環協会	金沢市尾山町 9 番 13 号	076-224-9101
災害ボランティアセンターの設置・運営等	（社福）野々市市社会福祉協議会	野々市市本町 5 丁目 18 番 5 号	076-246-0112
人的支援、物品・資機材等の提供・貸与	（社福）野々市市社会福祉協議会	野々市市本町 5 丁目 18 番 5 号	076-246-0112
	野々市ライオンズクラブ	野々市市白山町 8 番 16 号 商工会館 2 階	076-248-1439
応急仮設住宅の建設	（一社）日本ムービングハウス協会	北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2 番 15 号	011-885-6000

第30節 救援物資の受付及び配分

救援物資の募集及び市に届いた救援物資を被災者に適切に配分することについて定める。

1 募集及び受付

(1) 救援物資の募集

救援物資は、緊急に必要としている物品、数量等を迅速に把握し、受け入れを希望する救援物資を具体的に示した上で、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼して募集する。

募集に当たっては、物資の仕分け作業の軽減による迅速な配分を行うため、同一物資をまとめて梱包するよう依頼する。

また、募集の期間については、災害の規模、被害状況等により市長が決定する。

(2) 救援物資の受付

ア 救援物資の受付は、財政物資班が行う。

イ 救援物資を受け付けたときは、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入し、寄託者又は搬送者に受領書を交付する。その際、生活対策部長及び総務対策部長に連絡する。

2 救援物資の配分

県等からの救援物資の配分及び本市に寄託された救援物資の配分については、関係する本部員が被害の程度、対象者数等を勘案し、被災者に対し公平を期するよう、市災害対策本部副本部長、総務対策部長、生活対策部長、福祉対策部長及び関係対策部長の協議を経て市長が決定する。

3 救援物資の保管場所

救援物資の保管場所は、原則として市スポーツセンターとし、災害の状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。搬入及び搬出の際は、管理簿に日時、寄託者、物品名、数量等を管理簿に記入する。

なお、公共施設が被災した場合や救援物資の数量が多く保管できない場合は、災害協定締結先に保管場所の提供や荷受け、仕分け作業の協力を要請する。

第 31 節 義援金の受付及び配分

被災者に対して、本市に寄託された義援金を迅速かつ公平に配分する。

1 義援金の受付

義援金の受付及び配分は、財政物資班が担当し、義援金を受け付けたときは、寄託者に領収書を交付するとともに、義援金受入簿に記録する。

2 義援金の配分

本市に寄託された義援金については、市災害対策本部員、日本赤十字社など義援金収集体等の代表者で構成する義援金配分委員会を設置し、平等性及び透明性に留意し、被害の程度、対象者数等を勘案し、迅速に配分する。

なお、義援金配分委員会の構成員及び役職については、事前に定めておくよう努める。

3 義援金の保管

義援金は、金融機関で野々市市災害義援金口座を新規に開設し、被災者に配分するまで適切に保管する。

4 関係機関との連携

義援金については、県及び日本赤十字社石川県支部等と情報交換するなどの情報共有を図り、受入及び配分について相互に協力し、緊密な連携体制を整える。

第 32 節 水防活動

地震の発生時は、ダム及び河川堤防等の決壊による水害が発生するおそれがあることから、被害を軽減するため、必要な情報収集、広報活動、警戒活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

1 情報収集

国、県、隣接市など関係機関と協力して、迅速な情報収集に努める。

2 広報活動

地震による洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、正確な情報を市民に広く提供する。

特に、高齢者等避難、避難指示など、人の生命又は身体を保護するために必要な情報については、あらゆる手段を用いて迅速に広報する。

3 警戒活動等

(1) 危険区域の監視

隣接市など関係機関と密接な連携をとり、対応を協議するとともに、危険箇所を重点的に巡視する。

(2) 水防資機材の配備

水防資機材を確認し、作業上容易に利用できる場所に配備する。

(3) 水防作業員の確保

消防団員、土木建築業者のオペレーター及び作業員に待機及び出動等の指示を行う。

(4) 避難誘導

浸水により、被害を受けるおそれのある地域の住民に対して、避難先の指示など避難のために必要な措置を実施する。

(5) 避難所

市民の避難に備えて、避難所開設を指示する。

4 応急復旧

地震により堤防等に応急措置の必要が生じた場合は、関係機関と協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第33節 消防活動

大規模地震発生時には、火災の多発により、市民の生命、身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、消防職員はもとより市民及び事業者あわせて出火の防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、防災関係機関と連携して市民の救急・救助をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の防御等に全機能をあげて当たる。

消防本部が行う消防活動については、「白山野々市広域消防本部地震災害消防警備計画」の定めによるものとする。

1 出火防止の徹底

地震が発生した場合、ガスの元栓を閉めるなど火気の取り扱いに注意し、避難する際には、電気ブレーカーを遮断するなど出火防止を徹底する。

2 初期消火の徹底

地震発生時は、火災の多発、倒壊建物による道路閉塞などにより、消防隊の到着が遅れる可能性があり、火災が延焼拡大するおそれがあることから、地域住民及び自主防災組織等が一体となって初期消火に努める。

3 火災通報連絡等

火災覚知、情報連絡、火災通報、現場報告等については、消防本部の定めによる。

サイレンによる信号方法は、消防法施行規則別表第1の3の定めによる。

4 出動計画

出動区分及び種別、指揮指令等の出動計画は、白山野々市広域消防本部地震災害消防警備計画の定めによるが、関係者は、前述の信号方法により召集し、配備につく。

5 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する情報を迅速に収集し、把握する。

ア 火災の状況

イ 自主防災組織等の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施して延焼防止を図るとともに、住民等の避難のための安全地区の確保に努める。

イ 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保など住民の安全確保を最優先に活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。

エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

カ 車両通行不能時には、小型動力ポンプ及び消火栓直結の防御方法をとるものとし、水道破壊時には、自然水利等の最大活用及び破壊並びに除去の防御方法をとる。

キ 強風下の火災防御

(ア) 飛火警戒

強風下の火災は、飛火により火災が発生し、大火に進展する可能性が極めて高いので、消防機関は、警察等と協力して出火場所の風下居住者及び事業所に対して、屋根等の飛火により着火危険のある場所、建物部分又は物件の監視警戒、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火の消火の徹底を指示するとともに、監視、警戒に当たり出火の早期発見及び早期消火等を行い、災害の拡大防止に努める。

(イ) 消防活動の障害物排除

強風下の消防活動は防御位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等は、消防車両の通行支障とならないよう処置するよう市民に指示するとともに、野次馬的行為を厳に謹むよう指示する。

(ウ) 自衛消防隊の活動

防火対象物に係る自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物の飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。

(エ) 協力の徹底

市民の協力を得るため、平時における広報活動を通じて事前に徹底を図るほか、現場に出動した広報車等の拡声装置を通じて協力の確保を期する。

ク 積雪時の火災防御及び救急

前各号に定めるところによるほか、別に定める「野々市市雪害対策要綱」による。

6 応援要請

本市で保有する消防力及び隣接市等との消防相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町に応援を要請するとともに、災害の規模により必要と認めるときは、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

7 警察との相互協力

警察及び消防機関は、放火又は失火絶滅等の共同使命の達成のために、次の点について相互に協力する。

(1) 消防事務のため警察通信施設を使用すること。

(2) 消防機関及び警察は、災害防御処置について事前に、あるいは状況に応じて協議すること。

(3) 火災現場にある消防署員は、必要に応じ現場にある警察官に対し、消防警戒区域の設定について協力を要請すること。

第 34 節 要配慮者対策

地震災害時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、高齢者、難病等の患者、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識、災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切に要配慮者の安全な避難誘導を実施するとともに、安否確認及び避難生活の状況等を継続的に把握することに努め、必要な対策を講ずる。

1 在宅中の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への受入状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、町内会長、民生委員・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

(2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合の避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

(3) 福祉避難所

市は、避難所において要配慮者の身体状態や介護等の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定し、運営準備が整い次第、福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れる。

名称	所在地	連絡先
老人福祉センター椿荘	矢作 3 丁目 1 番地 2	2 4 6 - 5 5 7 0
いきがいセンター御経塚	御経塚 1 丁目 3 8 番地	2 4 8 - 2 2 3 1
特別養護老人ホーム富樫苑	中林 4 丁目 6 2 番地	2 4 8 - 8 7 6 5
特別養護老人ホームかんじん	新庄 2 丁目 4 5 番地	2 4 8 - 7 7 6 7
石川県立明和特別支援学校	中林 4 丁目 70 番地	2 4 6 - 1 1 3 3
南ヶ丘病院	西部中央土地区画整理事業 施行地区 56 街区 1 番	2 5 6 - 3 3 6 6
ののいちの季	住吉町 26 番 46 号	2 4 8 - 2 2 3 0
金沢南ケアハウス	蓮花寺町 79 番地 1	2 2 7 - 5 8 6 6
あんじん	新庄 2 丁目 30 番地	2 4 8 - 7 5 7 5
悠の風野々市	横宮町 16 番 9 号	2 4 8 - 7 1 7 9
白寿の里御経塚	御経塚 3 丁目 79	2 0 4 - 8 9 1 0
七星てんとう	藤平田 2 丁目 66 番地	2 2 0 - 6 1 1 2
エンジェル保育園	本町 6 丁目 22 番 1 号	2 4 8 - 2 8 8 8
ヴィテン SMC こども園	横宮町 67 番地 9	2 4 8 - 6 2 1 0

(4) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア 被災状況の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師又はホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

3 外国人に対する対策

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 市は、広報車やラジオ等により外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

(2) 市は、県や国際交流団体、大学等に通訳者又は語学ボランティアの派遣を必要に応じて要請する。

4 障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備等に努める。また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な緊急通報手段の整備等に努める。

第 35 節 地域安全対策

1 警備の要請

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合に次の事項を白山警察署に要請する。

- (1) 市災害対策本部への要員の派遣
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被災者の救出、救護及び避難誘導
- (4) 災害による遺体の検視及び身元不明遺体の身元調査
- (5) 被災地の犯罪予防及び取り締まり
- (6) 災害時の交通規制及び交通指導
- (7) 危険物の保安措置
- (8) 災害応急措置に対する協力等
- (9) 災害に伴う治安広報及び関係機関との連絡
- (10) 通信計画に関する協力
- (11) その他治安上必要な事項

2 警備対策

警察は、大規模地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

(1) 災害応急対策の実施

ア 把握した被災状況に基づき、消防機関及び防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な救出救助活動を実施する。

イ 警察官は災害対策基本法第 61 条により避難の指示を行い、又は避難の措置を講ずる。

ウ 警察は被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急活動が円滑に行われるよう一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定並びに緊急輸送道路の確保など必要な交通規制を実施する。

エ 警察は、被災地の無人化した住宅街及び商店街等における窃盗、救援物資の輸送路及び避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地並びにその周辺におけるパトロールを強化するとともに、避難所等の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯等の取り締まりを行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

オ 警察は、自主防犯組織等との連携を図り、被災地における各種犯罪及び事故の未然防止並びにと被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(2) 被災者等への情報伝達活動

ア 被災者への情報伝達活動

警察は、災害対策本部との連携を密にし、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報をパトカーを活用するなどして、適切な伝達に努める。

イ 相談活動

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等の設置に努め、親身な相談活動を実施する。

第 36 節 公益的施設災害応急対策

地震災害により公益的施設が被害を受けた場合の応急対策について定める。なお、これらの応急措置の実施に関し、関係機関から災害対策基本法第 80 条の規定による応援の要請があったときは、消防団の出動、滞留旅客の給食、医療等について積極的に支援する。

1 電力供給施設

被災した電力供給施設については、北陸電力株式会社が応急復旧に当たるものとし、復旧動員体制、復旧順位等の対策については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。

2 水道施設

水道管理者は、災害発生時に際し、当該供給施設を防護し、被災地に対する飲料水等の確保のために、当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。

3 鉄道施設

災害に際して、鉄道施設を防護し、鉄道輸送を確保し、災害応急対策実施の円滑を図るため、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社及び北陸鉄道株式会社は、防災業務計画等の防災に関する計画及び石川県地域防災計画に定めるところにより、災害の予防及び応急対策を実施する。

4 電信電話施設

被災した電信電話設備は、西日本電信電話株式会社北陸支店が応急復旧にあたるものとし、復旧動員体制、復旧順位等については、西日本電信電話株式会社防災業務計画に定めるところによる。

第 37 節 ボランティア活動の支援

地震による大規模な災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、石川県、防災関係機関及び地元や外部から被災地入りしている非営利団体（NPO）、非政府組織（NGO）等のボランティア団体等と連携を図りながら、災害中間支援組織（ボランティア団体の活動支援や活動調整を行う団体）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、ボランティアに関する被災地のニーズや支援活動の全体像の把握、共有、ボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点確保に努めるなど、ボランティア活動が円滑に実施できるよう支援に努める。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害ボランティアセンターを設置する。

2 災害ボランティアセンターの機能

- （１）情報収集及び情報提供に関すること。
- （２）ボランティア保険の加入に関すること。
- （３）活動拠点及び資機材の提供に関すること。
- （４）その他ボランティアの活動に関すること。

3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、公民館、学校等公共施設の一部をボランティアの活動拠点として、積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくり努める。

第 38 節 災害時の後方支援活動

地震による大規模な災害が発生した場合、県内の多くの市町で多数の被害が発生するおそれがある。本市において、地震による被害が少ない場合には、人、物、情報等の集約拠点として、積極的に被災市町の後方支援を行うこととする。

1 人の集約拠点

- (1) 緊急消防援助隊、自衛隊など被災地の支援活動を行う団体に対して、集結地等として公園、グラウンドなどを開放する。
- (2) 支援活動を行う団体に対して、公園、施設など公共施設を活動拠点及び宿泊場所として開放する。

2 物の集約拠点

- (1) 支援物資を体育館等に受入れるとともに、仕分け等を行い、被災市町のニーズを把握しながら計画的に輸送する。
- (2) 本市が災害時相互応援協定を締結している愛知県東浦町やその他市町村に対して、被災地で必要としている物資の調達及び提供を要請する。

3 情報の集約拠点

災害時は、被災市町に対する他市町村からの迅速な支援が不可欠であるが、通信手段の途絶等により被災地の状況把握が困難である。

支援を行う市町村が迅速かつ的確に活動を行うため、被災市町の被害状況を把握するとともに、被災地で必要としている人、物などの情報を可能な限り収集し、被災市町と支援市町村を結ぶ情報の拠点となるよう努める。

4 被災地の支援

(1) 市民と一体となった支援

おにぎりなど食料品の供給、ボランティアの派遣など被災地への直接的な支援については、広く市民に協力を要請し、市民と一体となった継続的な支援活動を実施する。

(2) 被災市町への職員の派遣

災害時の復旧、復興業務には、多くの労力と時間を要することから、被災市町のニーズを把握した上で、速やかに応援職員を派遣する。

なお、職員の派遣に当たっては、一人の職員が長期間に渡って応援業務に従事できるよう配慮するとともに、職員交代の際に円滑に業務の引き継ぎを行うなど、被災地での応援業務の継続性に留意する。

第 39 節 複合的な災害への対応

地震に伴い発生する可能性のある津波及び原子力災害について、市民の安全を守るために必要な情報を迅速かつ的確に収集し伝達するとともに、応急対策を速やかに確立する。

1 津波災害について

(1) 情報提供

市は、大津波警報が石川県（加賀・能登）に発表された場合は、メール配信等により市民に情報を迅速かつ的確に伝達するよう努めるとともに、市民に対して、テレビ、ラジオなど複数の媒体から正確な情報を入手し、落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

(2) 避難方法

本市においては、海岸線から一番近い御経塚地内で距離約 4 k m、海拔約 9 m であることから、津波による浸水想定区域外とされているが、想定を超える事態に備え、大津波警報が発表された場合には、テレビ、ラジオ等の情報を注視し、必要に応じて、海岸から遠ざかる平面的な避難、コンクリート造の堅牢な建物の上層階に避難する立体的避難を状況に応じて選択し、自主的に避難する。

また、避難に当たっては、交通渋滞等が予想されるため、車での避難は控える。

(3) 避難に関する情報

市は、把握した状況及び公共情報等における情報に基づき、津波による災害の発生が危惧される状況と認められるときは、広報車、メール配信等あらゆる手段を用いて、市民に対して避難指示など必要な情報提供を速やかに行う。

2 原子力災害について

志賀原子力発電所など原子力関連施設において、事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、情報収集及び伝達体制を確立し、応急対策を速やかに実施する。

(1) 事態の把握

本市においては、志賀原子力発電所から約 60 k m、敦賀原子力発電所から約 100 k m の距離に位置し、深刻な被害が発生する可能性は低いとされているが、国、県及び報道機関等からの情報により、原子力災害を認知した場合は、情報収集体制を速やかに確立し、あらゆる手段を用いて必要な情報を出来る限り入手し、事態の把握に努める。

また、放射線量等の情報が入手できない場合は、消防本部に配備している測定器等を用いて、本市における現状把握に努める。

(2) 応急対策の実施

把握した情報に基づき、市民等に応急対策が必要と判断された場合は、国、県、関係機関等と連携し、必要な対策を速やかに実施する。

(3) 情報提供

市は、把握した情報を迅速かつ的確に市民に提供する。

ア 被害状況及び予測

市は、放出された放射性物質の種類及び量などを可能な限り市民に対して提供するよう努めるとともに、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）等により、放射性物質の拡散予測等を把握し、住民避難の際に参考となる情報の提供に努める。

イ 被ばくの防止

原子力災害の発生状況が明らかでない状況においては、市民に対して外部被ばくを防止する屋内退避を呼び掛けるとともに、次の事項について周知する。

(ア) ドアや窓の遮蔽、エアコン、換気扇の使用を控えるなど、外気との遮断に努める。

(イ) 屋内に避難した場合には、放射性物質の吸引等を防ぐため、手洗い、うがいを励行するほか、外で着用していた衣服をビニール袋で密封するなどして、隔離する。

(ウ) 飲食物及び放射性物資毎に定められた基準値を超えた飲食物については、摂取を控える。

(エ) 屋外での飲食を控える。

(4) 避難

市は、原子力災害が深刻な事態となり、国、県等の指示により避難が必要と認めた場合には、あらゆる広報手段を用いて、広く市民に情報を伝達するとともに、バス、列車等あらゆる交通手段を用いて、迅速に避難できる体制の確立を図る。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

甲状腺がんを防ぐための安定ヨウ素剤について、国又は県から予防服用の指示がある場合に備えて、調達方法、市民への配布方法等を事前に検討し、必要が生じた場合には、迅速に対応する。

(6) 避難者の受入れ

本県で原子力災害が発生した場合、能登地方の避難者が多数見込まれることから、本市においては避難者の受け入れを積極的に行うこととし、避難元市町の職員と連携して、避難所の運営に協力するとともに、市民に対しボランティア等の協力を要請し、本市が一体となって受け入れた避難者の救援にあたる。